

# ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター  
第19号 2004年1月

## ***HEADLINE***

当財団は法務省法務総合研究所と韓国大法院(日本の最高裁に該当)による日韓パートナーシップ研修を立ち上げ以来支援してきており、本年度は第5回を迎える年々内容も充実し、法制度分野で日韓両国の協力関係を継続する極めて有意義且つ貴重な事業に育ってきております。

本年度はこの研修の他、韓国の知的財産権法制の調査を実施し、更に韓国特許法院の趙龍鎬首席部長判事をお招きし、日本の知財専門判事と共に「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」をテーマとする講演会を開催しました。

日本は知的財産権訴訟制度の改革を取り進めている最中であり、一方韓国は1998年に特許法院を既に設けており、両国の本制度の実状や問題点について触れていただいた両国第一線の専門家による講演は、最新の情報として大変参考になるものであり、ご一読願います。

なお、本講演会の質疑応答、総括等を含めた詳細記録は別途法務総合研究所国際協力部発刊の次号<ICD NEWS>に掲載されます。

I 第5回日韓パートナーシップ研修、韓国知的財産権法制調査及び 日韓知的財産権訴訟講演会実施報告	2 頁
法務総合研究所国際協力部 日韓研修・講演会主任教官 黒川裕正	

II 「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演録	
講演(東京、大阪) : 大韓民国特許法院首席部長判事 趙龍鎬	7 頁
講演(東京) : 東京地方裁判所部総括判事 飯村敏明	24 頁
講演(大阪) : 大阪地方裁判所部総括判事 小松一雄	37 頁

## 第5回日韓パートナーシップ研修、韓国知的財産権法制調査及び日韓知的財産権訴訟講演会実施報告

法務総合研究所国際協力部

日韓研修・講演会主任教官 黒川裕正

### 1. 第5回日韓パートナーシップ研修

#### (1) はじめに

本年度も昨年度に引き続き、財団法人国際民商事法センターの御支援をいただき、平成15年6月9日（月）から同月19日（木）まで及び同年10月20日（月）から10月30日（木）までの間、韓国大法院法院公務員教育院と共同して「第5回日韓パートナーシップ研修」を実施しました。

この研修では、日本の法務省・法務局に勤務する職員及び裁判所に勤務する職員と韓国の大法院・地方法院（裁判所）に勤務する職員が両国で同数参加して、それぞれが共通に所掌する登記業務や不動産執行業務に関して相互に意見を交換し、あるいは講義を聴いたり、登記所見学などを行っています。

本年度は、「不動産登記制度、商業登記制度及びこれらに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題」を個別テーマとして実施しました。

また、この研修の特色の一つは、「日本セッション」と「韓国セッション」という2部構成になっていることです。今回は、6月に「日本セッション」を法務総合研究所において、10月に「韓国セッション」を韓国京畿道高陽市所在の法院公務員教育院においてそれぞれ開催し、日韓両国から各5名の研修員が両セッションに参加しました。

#### (2) 大阪法務局長による講義（於教育院）

今回の研修では、韓国セッションにおいて、韓国大法院から、大阪法務局の小池信行局長が研修講師として招かれ、韓国側からの希望により、「不動産登記におけるオンライン申請方式の概要」をテーマに、教育院で講義をされました。韓国大法院が日本人を研修講師として招いた初めてのケースのことであり、画期的なことだと思います。なお、詳細は、小池局長執筆の「報告書－第5回日韓パートナーシップ研修（韓国セッションに参加して）」（登記研究673号（平成16・2）所収）を御参照ください。

#### (3) 実務研究テーマ

日本セッションでは韓国の研修員が、韓国セッションでは日本の研修員が、各自課題を提起し、日韓の研修員が議論するという方式で実務研究を行ってい

ます。今回の実務研究課題は、以下のとおりです。

(韓国の研修員が提起した実務研究課題)

- ① 共有物の分割登記について
- ② 株式会社の合併の登記
- ③ 所有权の真正名義回復請求と予告登記
- ④ 協議分割による相続登記に関して
- ⑤ 韓国における民事執行手続の効率化のための制度

(日本の研修員が提起した実務研究課題)

- ① 外国人の相続登記について
- ② 職権更正登記の要件に関する一考察（登記官及び申請人の双方に過誤があった場合について）
- ③ 類似商号とその判断方法について
- ④ 不動産登記申請手続のオンライン化に関する問題点について
- ⑤ 最先順位の各種登記の存在が不動産競売手続の進行に及ぼす影響について

以上のような、実務上の課題について、両国の実務家が議論することは、両国の制度の発展にも寄与し得るという点で、有意義なものと思います。

(4) 韓国の不動産登記制度をめぐる最近の主な動き

韓国では、1998年10月から登記のコンピュータ化が開始され、2002年9月には213のすべての登記所でコンピュータ化が完了しています（第1次電算化計画）。今後は、2004年3月から2007年8月までを事業期間とする第2次電算化計画の中で、インターネットを利用した登記申請と登記簿謄抄本の発給が実現する予定です（詳細は、前出の「報告書－第5回日韓パートナーシップ研修（韓国セッションに参加して）」を御参照ください。）

このような最近の情報が交換できるのも、この研修の意義の一つと評価できると思います。

(5) 評価及び次回の方向性

本研修は、昨年度に引き続き、成功裏に終えることができたものと思います。

これも、関係機関、特に財団法人国際民商事法センターの御支援に大きく負っているところです。本研修を一層発展させ、日本と韓国との法律面における新しいパートナーシップの形成に貢献していきたいと考えております。



平成15年6月13日（金） 法務総合研究所長表敬の様子



平成15年6月17日（火） 修了式会場（法曹会館・富士の間）にて

\* 前列は、右から4人目（中央）が韓国の教授。その右隣が財団の金子事務局長。他の5名は韓国の研修員。後列は、左端が筆者。他の5名は日本の研修員。

## 2. 韓国知的財産権法制調査

日韓パートナーシップ研修の韓国センションと時期を同じくして、大阪地裁知的財産権部の田中秀幸判事と、財団法人国際民商事法センターの金子浩之事務

局長が、10月26日から29日までの間、韓国の大田市、ソウル特別市などを訪問されました。

田中判事は、アジア太平洋知的財産権法制研究会（主催：財団法人国際民商事法センター、法務総合研究所）の研究員の一人です。

知的財産権法制調査は、27日には、大田市（ソウルから約150km）において、特許審判院（特許庁の審判所）、特許法院（大法院傘下の特別裁判所）を訪問され、28日には、田中判事は、ソウル市内において、検察庁、警察、法律特許事務所などで引き続き調査され、金子事務局長は、京畿道高陽市で、上記1の研修の視察をされました。なお、特許法院では、後記3の講演会の講師とも面談されました。

知的財産権法制調査では、改正民事訴訟法下での審決取消訴訟における集中審理、特許法院における法官事務支援システムなどのIT化の進展、知的財産権侵害事件における刑事手続との連携など、韓国の進んだ制度や日本と異なる制度を実際に見聞きして、興味深く感じたということです。

また、研修を視察された金子事務局長は、「第1回研修も視察したが、その頃と比べると、通訳体制など隔世の感がある。」とのことでした。

### 3. 日韓知的財産権訴訟講演会

財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫弁護士の御提案を契機として、韓国特許法院から、趙龍鎬（チョ・ヨンホ）首席部長判事を招待し、財団法人国際民商事法センター、法務総合研究所の共催、最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会の後援で、平成15年11月27日（木）、28日（金）に、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」講演会を開催しました（27日は東京の法曹会館、28日は大阪中之島合同庁舎の「国際会議室」で開催）。

日本側講師としては、東京会場では、東京地裁知的財産権部の飯村敏明部総括判事、大阪会場では、大阪地裁知的財産権部の小松一雄部総括判事にお願いしました。

参加者は、弁護士や企業法務の方々、裁判所や関係省庁の方々などを中心に、東京会場では約50名、大阪会場では約70名の参加があり、活発な質疑が行われました。

講演内容を掲載しましたので、御参考ください。

なお、さらに詳しい内容は、ICD NEWS（法務省法務総合研究所国際協力部報）に掲載される予定です。

講演会

## 日韓知的財産権訴訟の現状と展望

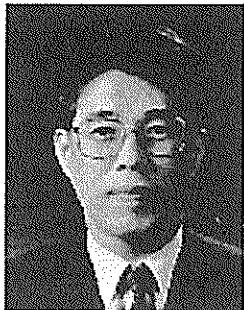
東京会場 《平成 15 年 11 月 27 日(木) 13:00 ~ 17:20 法曹会館(高砂の間)》

大阪会場 《平成 15 年 11 月 28 日(金) 13:00 ~ 17:20 大阪中之島合同庁舎 国際会議室》

[主催] 法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター

[後援] 最高裁判所、法務省民事局、日本弁護士連合会、日本弁理士会

### < 講師略歴 >



大韓民国特許法院

首席部長判事 趙 龍 鎬 (チョ ヨン ホ)

(略歴) 建国大学校法科大学卒業

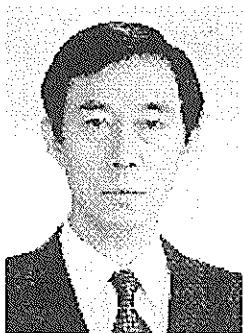
1983 年 大田地方法院判事

1997 年 議政府支院部長判事

1998 年 水原地方法院部長判事

1999 年 行政法院部長判事

2002 年 特許法院部長判事



東京地方裁判所

部総括判事 飯 村 敏 明 (いいむら としあき)

(略歴) 東京大学法学部卒業

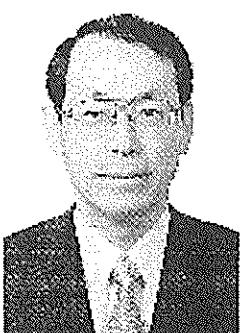
1974 年 東京地方裁判所判事補

1978 年 最高裁判所行政局付

1984 年 東京地方裁判所判事

1992 年 法務省訟務局行政訟務第一課長

1996 年 東京地方裁判所判事(部総括)



大阪地方裁判所

部総括判事 小 松 一 雄 (こまつ かずお)

(略歴) 東京大学法学部卒業

1975 年 神戸地方裁判所判事補

1985 年 秋田地方裁判所・家庭裁判所判事

1986 年 大阪地方裁判所判事

1989 年 那覇地方裁判所・家庭裁判所判事(部総括)

1998 年 大阪地方裁判所判事(部総括)

# 韓国における知的財産権訴訟の

## 現状と課題

(特許法院 首席部長判事 趙 龍 鎬)

### I. 韓国における知的財産権訴訟（特許訴訟）

#### 1. 知的財産権訴訟の意義と類型

広義の特許訴訟とは、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止権)、著作権(著作財産権、著作隣接権)、新知識財産権(産業著作権、先端産業財産権、半導体集積回路設計権、情報産業財産権)などの知的財産権に関する訴訟全て(民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟を含む全ての概念)を言う。

狭義の特許訴訟とは、実定法上、特許法院の専属管轄となっている特許審判院の審決、または却下決定に対する取消訴訟のみを言うが、これは、特許権の発生に関する訴訟(決定系=拒絶決定、取消決定など)と一旦発生した特許権の効力を争う訴訟(当事者系=登録無効、権利範囲確認など)に分類され、特許法院>大法院の審級構造を有する。

特許侵害訴訟は、特許侵害の有無及びその救済に関連した一般的な民事訴訟で、実定法上、損害賠償請求訴訟、侵害禁止請求訴訟、信用回復措置請求訴訟及びこれに関連する仮処分などがあり、地方法院>高等法院>大法院の審級構造を有する。

#### 2. 知的財産権訴訟の構造

特許と関連した争訟の構造を見ると、①特許侵害の有無及びその救済に関連した訴訟は、法院において一般的な民事訴訟または刑事訴訟手続に従って処理され、②特許権の発生・変更・消滅及び無効か否かに関する紛争は、特許庁傘下の特許審判院<sup>1)</sup>が管掌する特許審判手続に沿って処理され、法院は直接、特許の有効・無効を宣告することができず、単に特許審判院の結論の当否に関してのみ判断できるという点にその特徴がある。即ち、特許権の発生・変更・消滅(無効)は行政府である特許庁において、他方、登録された特許権の解釈、侵害の有無の判断及びその救済に関連した手続は法院において管轄するという二元的な構造を取っている。

1)現在、特許審判院には、特許審判院長以下、権利別、専門分野別特性により13の審判部が設けられている。各部は常設の合議体で、審判長1名と審判官2名から構成され、特許・実用新案・意匠及び商標に関する審判と再審などを担当している。

### 3. 現行の特許訴訟制度の歴史的経緯

従来の特許審判制度は、1946年の旧特許法制定当時からほぼ50年に渡って、特許庁審判所と抗告審判所という2段階の行政審判を経た後、大法院を最終審とする特別行政争訟体系を維持してきた。しかし、1993年の文民政府（金泳三政権）の発足と共に始まった司法制度改革は、従前の特許審判制度を全面的な改革の対象とした。即ち、特許審判制度は、その制度的趣旨にも拘らず、特許庁の抗告審判に内在する問題点と限界を露呈したのである<sup>2)</sup>。特許紛争もやはり先進諸国のように法官による裁判が必要であるという認識が浸透したこと、特許審判制度の全面的な再検討が必要となった。

特許審判制度の改革に関しては、主に科学技術産業界を代弁する特許庁と法曹界の代理である（を代表する）大法院の間で活発な意見が交された。大法院は、特許庁の抗告審判所の審決に対してソウル高等法院に提訴し、その判断については大法院に抗告できるようにし、技術判事でない特許審理官を置くという内容の法律案を作成して国会へ提出した。これに対し特許庁では、一般の法官と同等の権限を持って審理と裁判に参加する技術判事を置き、高等法院級の特許法院を設けるという内容の法律案を国会に提出した。

国会における法律案の審議では、審級構造のみを変えるべきか、或いは特許法院を別に設立すべきかという問題、さらには技術判事制度を導入すべきかという問題が議論されたが、国会の法制司法委員会が技術判事制度導入不可と決定したことに基づき、大法院と特許庁は数回にわたる意見調整の末、特許訴訟の審級構造を改善し、法院が事実審を担当するものの、高等法院級の特許法院を新設してその訴訟を担当させ、特許法院に技術審理官を置き、特許庁の審判所と抗告裁判所を統合して特許審判院を設け、専門法院である特許法院の判事を補充してその専門性を高め、審決などの取消訴訟における弁理士の訴訟代理権を保障することで合意した。このような合意に基づいて、直ちに国会は関連法令の改正手続に着手した。

### 4. 論議の方向

以下においては、狭義の特許訴訟である特許法院における審決取消訴訟を中心に、その現状と課題について探る。特許侵害訴訟に関しては、現在、知的財産専担部が設けられているソウル高等法院とソウル地方法院を中心に、その現状と課題について簡単に触れることにする。

---

2)大法院における一般行政事件の破棄率が8%であるのに比べ、特許などの審決の破棄率が31%に達していた。

## II. 韓国における特許法院の運用現況

### 1. 特許法院開院の歴史的意味

特許法院は、1998年3月1日、全国を管轄する高等法院級の専門法院として新設された。<sup>3)</sup> 司法近代化100周年を契機に行われた司法改革の一環として設立された特許法院は、特許訴訟における従前の審級構造を改編し、新たに設立された特許審判院の審決または決定に対する不服の訴えを特許法院の専属管轄とすることで、従前の特許庁抗告審判所が行っていた審判を法院の裁判へと格上げさせたと言える。これにより科学技術問題に関する裁判を事実審として独立した専門法院が管轄することになったという点から、特許法院の開院は重要な歴史的意味を持つ。

21世紀の知識情報化社会においては、技術革新に伴う知識財産の出現が早まり、科学技術に関する情報は瞬く間に国境を越えて全世界に広がることとなった。この結果、権利の帰属と成果配分に関する利害が絡み合い、それに伴う特許紛争の公正な解決が国家の競争力を左右する重要な課題となっている。特許法院は、独立した専門法院として効率的かつ公正な裁判を行うことで国民の知的財産権を積極的に保護した。その結果、科学技術の発展を図るという特許法の目的を具体的に実現することで、国家の競争力と国際的な信頼性を高めるといった重要な役割を果たしたのである。

### 2. 人的構成

現在、特許法院は、法院長を含め法官10名と、技術審理官9名（電気・電子、機械、化学など、各3名）及び一般職員40余名で構成されている。裁判部は開院以来、3つの裁判部で構成されているが、各裁判部は高等法院の部長判事である裁判長1名と高等法院の判事2名から構成され、それ以外に技術審理官、参与事務官及び補助人員が裁判業務を補佐している。

---

3) 特許法院は、1998年3月1日、ソウル瑞草洞所在の法院総合庁舎に3つの裁判部を設け開院したが、「国民の政府」（金大中政権）下の2000年3月1日、開院2年目にして大田屯山洞所在の大田法院総合庁舎に移転した。それから3年6ヶ月後の2003年9月1日、独立した庁舎（地下1階、地上10階）を新築し移転した。特許法院の開院以来、1998年3月1日から2003年8月31日までの5年6ヶ月を特許法院の「定着期間」とすれば、独立した庁舎に移転した2003年9月1日以降は、そこから一歩進んだ「飛躍期間」と言えるであろう。

## イ. 法官の専門化

科学技術問題に関する専門法院としての特許法院には、法官の科学マインドの向上と、産業財産権分野に関する様々な研修や経験の蓄積が重要である。特許法院に所属する判事の任官にあたっては、海外留学時または大学院において知的財産権分野を専攻したかどうかといった点を考慮している。在任期間についても、原則として陪席判事は3年、裁判長は2年とすることで、現実的な経験の蓄積によって専門法官としての素養が養えるように配慮されている。特許法院の法官は、開院以来毎年、ソウル大学の工大（工学部）または科学技術院（KAIST）の教授を招き、機械・電子・化学分野に関する基礎理論及び半導体・生命工学といった先端科学技術分野についての講義を受け、大德科学研究所の各種研究所を訪問して科学技術の現状を把握し、さらには懇談会を開催するなど、最新技術に関する情報の収集に努めている。また、特許訴訟が有する国際性を考慮し、知的財産権関連の各種国際会議に出席することで国際的な情報交流にも多くの関心を払っている。特許法院の法官や侵害訴訟を担当する地方法院と高等法院の法官は、「知的財産権法研究会」を設立し、その活動を通して各種専門知識の涵養や意見交換を行っている。特許法院内においても「特許訴訟実務研究会」が作られた。この研究会は地道な研究活動の成果として、特許訴訟実務に関するガイドである「特許裁判実務便覧」と論文集「特許訴訟研究」1、2巻を発刊した。

## ロ. 技術審理官

### (1)法的根拠

法院組織法第54条の2は、その第1項で“特許法院に技術管理官を置く”として技術管理官についての根拠規定を設け、その2項及び3項において技術審理官の職務範囲を規定している。

### (2)技術審理官の選抜

特許法院の技術審理官は全員、特許庁において10年以上審査業務に従事した経験を持ち、かつ各担当分野の審査課長や審判官として在職する書記官級の特許庁公務員の中から、特許庁の推薦に基づいて採用される。特許法院や大法院で現在働いている技術審理官や特許調査官は、その殆どが、アメリカ、日本、ヨーロッパなどで長期間、特許分野についての研修を積んだ経験の持ち主である。

これと同時に、特許庁公務員以外の学会会員や研究所の研究員から技術審理官を採用するという方法も提案されている。しかし、その場合、技術的な専門知識はあるが、産業財産権に関する審査や審判経験に乏しく、産業界の動向などに関するバランス感覚に優れているとは言いたい。また、人事運営上の様々な問題（報酬・昇進・弁理士資格の付与など）が障害となり、実現は難しい状況

である。

### (3)具体的な事件における技術審理官の指名

技術審理官 9 名は、各裁判部に電気・電子、機械、化学専攻が 1 名ずつ、計 3 名が配属されている。技術審理以外の特許調査官は特に置いていない。

特許・実用新案に関する訴訟事件が受理され、該当する裁判部にまわされると、裁判長は技術審理官の参加が必要であるかどうかを判断し、参加する必要があると判断される場合は、決定によって技術審理官を指名する。この際、9 名の技術審理官のうち誰を指名するかは各人の専攻を考慮したうえで決定するが、9 名の技術審理官は専攻別に 1 名ずつ、計 3 名が個々の裁判部の専属となっているため、原則的には、各裁判部に専属の技術審理官の中から該当する技術分野を専攻する審理官を指名する。ただし、当該技術審理官が特許庁の審査や審判手続に関与した場合は除斥事由に該当するため、他の裁判部に専属する技術官で、該当する分野を専門とする者を指名する。

### (4)技術審理官の業務

技術審理官は、特許関連事件の技術的事項について判事の諮問に応じ、裁判の審理に参加して当事者に質問することができる。また、裁判の合議に際しては意見を述べることができるが、判決の決定に参加する権限はない。

担当技術審理官は、当事者間の攻防内容を書面により検討した後、第 1 回準備手続期日前に「技術説明書」を作成して裁判部に提出し、技術の内容及び争点について説明する。準備手続期日及び弁論期日に参加し、受命法官、または裁判長を通じて、もしくは直接に、当事者や代理人に対して質問することができる。

審理が終了し判決を言い渡す時期には、技術内容について裁判部との間で十分な協議を行い、当該事件に対する「意見書」を作成して裁判部に提出する。技術内容が複雑かつ難解で、しかも進歩性の判断に慎重を要する事件については、該当する専門分野を専攻した 2~3 人の技術審理官にその事件を共同で検討させ、一致した見解、または個別意見を提出させる。

裁判部は前述の意見書と審理結果を基に判決について合議を行うが、意見書の内容は当該裁判部を羈束するものではなく、合議の過程においては参考資料として利用される。合議に際し、技術的な疑問が生じた場合には、技術審理官を参加させ諮詢を求める 것도できる。

一方、技術審理官が作成した報告書（技術説明書）や意見書を公開すべきか否かについては議論が分かれているが、技術審理官が法廷や準備手続において質問した内容は当事者に全て知らされていること、また合議に参加して意見を述べる場合には合議を公開しないという原則があることに鑑みて、技術審理官の報告書や意見書などは公開されない。

### (5)技術審理官の勤務形態

特許法院の開院当時、技術審理官を特許庁から派遣してもらう形を取っていたが、2000年1月1日からは、特許庁からの派遣でなく法院公務員に任命することになり、特許庁職員が法院公務員となり、また特許庁職員に戻るという形態に変わった。

技術審理官を志願する特許庁職員には、概ね優秀な人材が揃っている。特許法院は、特許庁から定員の2~3倍に当たる職員の推薦を受け、その中から審理官を選抜している。専門性を高めるために、任期は最低2~3年とされている。技術審理官としての待遇は以前と同様とし、特許庁へ復帰した後も不利益を被ることのないよう、関係部署と緊密に協議を行っている。

## 3. 業務現況

### イ. 受理件数、処理件数、原告勝訴件数（勝訴率）、上訴率

(1)2000年度から2002年度までの3年間の統計は、[表1]の通りである。

[表1] 特許法院の受理・処理・勝訴・未済・上訴件数

区分 年度別	受理件数			処理件数			原 告 勝訴件数 (勝訴率)	未 済 件 数 (上訴率)	上訴 件 数 (上訴率)
	前期 未決	新件	計	判決	その他	計			
2000年	539	866	1,405	756	149	905	269 (35.6%)	500	400 (52.9%)
2001年	500	728	1,228	662	136	798	219 (33.1%)	430	330 (49.8%)
2002年	430	844	1,274	679	124	803	237 (34.9%)	471	309 (45.5%)

※処理欄の「その他」は、訴えの取下げ・訴えの取下げとみなされたもの・訴状却下命令事件である。

(イ)受理件数(新件)を見ると、2000年には866件(前年比13.1%減)、2001年には728件(前年比15.9%減)、2002年には844件(前年比15.9%増)で、3年間の年平均受理件数は約812件である。一方、年度別特許/実用新案/意匠/商標の受理件数の内訳を見ると、2000年には178件(20.5%)/109件(12.6%)/107件(12.4%)/472件(54.5%)、2001年には176件(24.2%)/138件(18.9%)/106件(14.6%)/308件(42.3%)、2002年には212件(25.1%)/151件(17.9%)/98件(11.6%)/383件(45.4%)で、年を追うごとに特許/実用新案事件の割合は増加する傾向にあり、逆に商標事件の割合は減少する傾向にある。新件の受理件数を当事者系/決定系事件に分けて分析してみた場合、2000年に604

件(69.7%)/262件(30.3%)、2001年に550件(75.5%)/178件(24.5%)、2002年に651件(77.1%)/193件(22.9%)で、当事者系事件の割合は増加し、決定系事件の割合は減少している。

(ロ) 处理件数/判決件数を見ると、2000年には905件/756件（前年比1.1%減/6.8%増）、2001年には798件/662件（前年比11.8%減/12.4%減）、2002年には803件/679件（前年比0.6%増/2.6%増）となっている。3年間の年平均処理件数/判決件数は835件/699件で、処理件数が受理件数を若干上回っている。

(ハ) 原告勝訴件数（勝訴率＝審決取消件数）を見ると、2000年には269件/756件(35.6%)、2001年には219件/662件(33.1%)、2002年には237件/679件(34.9%)で、3年間の原告勝訴率は約34.5%である。

(ニ) 上告件数（上告率）を見ると、2000年には400件/756件(52.9%)、2001年には330件/662件(49.8%)、2002年には309件/679件(45.5%)となっている。

(ホ) 一方、特許審判院の審決・決定件数/提訴件数を見ると、2000年には6,394件/866件(13.5%)、2001年は6,513件/728件(11.2%)、2002年は7,414件/844件(11.4%)で、特許審判院の審決・決定件数は絶対的に増加しているにもかかわらず、特許法院への提訴比率は相対的に減少している。

(2) このように統計で見た場合、受理件数（新件）は毎年増減を繰り返し、処理件数/判決件数はこれに連動しているものと思われる。産業財産権に対する紛争は当時の経済状況に拠るところが大きいため、IMF管理後は経済の停滞により新件受付が一時的に減少するという現象が見られたが、外貨危機を克服したことに伴い再び特許紛争は増加した。2003年度は、最近の全般的な景気停滞の影響を受け、訴訟費用が負担となるために提訴を躊躇するケースが増え、事件件数が再び減少しているようである。

しかし、原告勝訴件数（勝訴率）と上告件数（上告率）及び特許審判院の審決・決定に対する提訴割合は、年々ほぼ減少している。このような傾向は、近年、特許審判院が、大法院と特許法院の判例を熟知した上でそれに合った審決を行おうと懸命に努力した結果である。また、特許審判院の審決が特許法院において取消された場合、審判官に人事上の不利益を与えたり、あるいはそのことを年俸契約における減額事由にするなど、特許審判院が制度の運営にあたって努力も払ったことも大きな要因と言えよう。また、特許法院において2~3年間勤務した技術審理官が特許庁に復帰し、特許法院で得た実務知識を広め、活用することで特許審判院の審決に対する信頼を高めたことも、その理由の一つとしてあげることができる。従って、特許審判院の受理事件は増えているにもかかわらず特許法院の受理事件が減っているのは、特許法院が地位を固めていることの証明であって、国民の知的財産権の保護において非常に望ましい傾向である。

一方、毎年特許事件の割合が増加し商業事件の割合が減少することで、やはり韓国でも審決取消訴訟に先進国化が見られる。

(3)一方、特許訴訟における全体の処理件数のうち、技術審理官が参加して処理を行った事件を見ると、2000年に272件/905件(30%)、2001年に311件/798件(38.9%)、2002年に335件/803件(41.7%)で、年々その比率が増加していることがわかる。技術審理官は特許・実用新案事件に関する審理に参加するので、つまりところ、上記のような比率の変化は、特許・実用新案事件が増加し続けていることを示している。

#### □、事件処理に要する時間（審理期間）

最近3年間において、特許法院で事件処理に要した時間は、〔表2〕の通りである。事件処理に要する時間に違いが見られるのは、事件の種類別（特許、実用新案、意匠、商標）に事案の複雑性、難易度及びそれに伴う事前の準備書面の攻防や準備手続期日の進行の有無など、手続き的な面が異なるためである。

特許法院開院以前の特許庁抗告審判所における3年間の平均所要時間は14ヶ月程度（1995年平均14ヶ月、1996年平均15.2ヶ月、1997年平均12.7ヶ月）であったのに対し、特許法院の最近3年間の所要時間は、6ヶ月以内が59.8%、6ヶ月以上1年以内が46.0%、1年以上2年以内が14.7%、2年以上が1.4%で、平均所要時間<sup>4)</sup>は約8.3ヶ月となっている。特許庁抗告審判所での事件処理に要する時間に比べると、平均して5~6ヶ月程度短縮されたことになり、全国の高等法院における事件の性質が類似する行政訴訟事件の控訴審を要する時間、約8.96ヶ月よりも短い。

これは、産業財産権に対する迅速な保護が特許法院設立の要因の一つであるという認識の下、開院当初から集中審理制を採択し、これに成功した結果である。最近においては、新しい民事訴訟法の施行に伴い、平均所要時間は一層短縮される傾向にある。

#### ハ、涉外事件の現況

2000年から2002年までの年毎の受理件数全体の中で、外国人（外国法人含む）が当事者となる、いわゆる涉外事件の推移を見ると、2000年には309件で34.1%、2001年には275件で34.5%、2002年には227件で28.3%であった。種類別に見ると、商標権に関する訴訟が、2000年は241件(48.1%)、2001年は197件(51.0%)、2002年は140件(39.2%)で最も多くなっている。次に、特許権に関する訴訟が、2000年には62件(39.7%)、2001年には69件(34.2%)、2002年には80件(42.6%)となっているのに対し、実用新案と意匠はそれぞれ3

4)平均所要時間は、6ヶ月以内は5.5ヶ月、1年以内は9ヶ月、2年以内は18ヶ月、2年以上は30ヶ月をそれぞれ代表値として算出した（司法年鑑）。

〔表2〕特許法院で事件処理に要する時間

年度別 処理期間	事件別	6ヶ月以内	6ヶ月～1年以内	1年～2年以内	2年以上	計
2000年	特許	27 (17.3%)	73 (46.8%)	54 (34.6%)	2 (1.3%)	156
	実用新案	40 (34.5%)	60 (51.7%)	16 (10.1%)		116
	意匠	83 (62.9%)	42 (31.8%)	7 (5.3%)		132
	商標	298 (59.5%)	183 (36.5%)	19 (3.8%)	1 (0.2%)	501
	計	448 (49.5%)	358 (39.6%)	96 (10.6%)	3 (0.3%)	905
2001年	特許	38 (18.8%)	101 (50.0%)	56 (27.7%)	7 (3.5%)	202
	実用新案	21 (19.2%)	73 (67.0%)	11 (10.1%)	4 (3.7%)	109
	意匠	63 (62.3%)	35 (34.7%)	3 (3.0%)	0 (0.0%)	101
	商標	243 (63.0%)	107 (27.7%)	35 (9.1%)	1 (0.2%)	386
	計	365 (45.7%)	316 (39.6%)	105 (13.2%)	12 (1.5%)	798
2002年	特許	28 (14.9%)	93 (49.5%)	57 (30.3%)	10 (5.3%)	188
	実用新案	20 (13.6%)	90 (61.2%)	34 (23.2%)	3 (2.0%)	147
	意匠	75 (67.6%)	36 (32.4%)			111
	商標	294 (82.4%)	52 (14.6%)	11 (3.0%)		357
	計	417 (51.9%)	271 (33.8%)	102 (12.7%)	13 (1.6%)	803
	総計	1,230 (59.8%)	945 (46.0%)	303 (14.7%)	28 (1.4%)	2,056

※（%）は、特許など当該事件総数に対する所要時間内での処理割合である。

～4%に過ぎない。特許権についていえば、涉外事件の割合が概ね増加しており、商標権の場合は涉外事件の割合が減少している。これは、特許法院開院以降 2002 年までの間に、国際的な商標紛争の相当部分が判決により解決され、特許法院の判決により関連する争点についての法院の見解が確立されたからである。「国境なき経済」という無限競争の時代を迎え、涉外事件は今後も益々増加するものと予想される。

## 二．訴訟代理人の現況

特許法院を設けるに当たっては、弁理士の訴訟代理人資格の問題が最も大きな議論を呼んだが、これが認められた結果、審決などの取消訴訟において多数の弁理士が訴訟代理を受け持つことになった。弁護士/弁理士の割合を見ると（弁護士でありながら弁理士として登録した代理人は、自ら法院に届け出た資格を基準とした）、2000 年には 439 件(28.3%)/1,114 件(71.7%)、2001 年には 356 件(24.4%)/1,101 件(75.6%)、2002 年には 364 件(23.1%)/1,136 件(76.9%)で、弁理士の占める割合が年々増加している。これを見ると、弁護士と弁理士の訴訟代理人の割合は、概ね弁護士 25%、弁理士 75%程度で、特許訴訟では弁理士が訴訟代理人になる場合が圧倒的に多く、弁護士の割合が毎年、僅かではあるが減少していることが分かる。このように弁理士が訴訟代理人を勤める割合が高まる理由としては、第一に、特許法院の事件の中で、主に弁理士が代理を行う特許や実用新案事件の割合が増えていること、第二に、特許庁への出願・審判段階で代理を行った弁理士が、特許法院における訴訟でも引き続き代理を務める事例が増えていること、そして第三に、弁護士と弁理士の両方の資格を備えた代理人が、弁理士として訴訟を遂行するケースが増えていることがあげられる。

## 4．特許法院の審理方式（集中審理方式）

特許法院は、充実かつ迅速な審理のために準備手続を活用する「集中審理方式」の裁判運営をしている。特許・実用新案事件は原則として準備手続に回付するのだが、準備手続期日前に裁判部全員が参加する技術説明会を開催し、準備手続期日においては、主審判事が受命法官として技術審理官と共に争点と証拠関係を整理した後、弁論期日を指定する。原告の訴状提出に伴う被告側答弁書の提出、これに対する各々 1 回の準備書面の攻防を経た後、事件を準備手続に回付する。準備手続期日も、可能な限り 1～2 回の期日で終了させ、弁論期日を指定する。意匠・商標事件の場合、訴状と答弁書が提出されると裁判長は直ちに弁論期日を指定する。準備手続に回付する事件の類型及びその時期に関して統一的な基準を設け、受命法官別に週 1 回ずつ準備手続を行うが、2～3 週間を置いて準備手続期日を指定するなど、準備手続進行のモデルを確立した。弁論期日には証拠調査などの集中審理を重点的に行うことで、事件の迅速かつ適正

な解決のために努力している。特許・実用新案事件の場合、弁論期日よりも準備手続に重点が置かれるという点があるが、当事者に十分な説明を認め、これに対する十分な反論の機会を与えるという充実した審理を行うことで、当事者の審理に対する信頼感は極めて高くなっている。

## 5. 過去 5 年間における特許法院の評価

### イ. 肯定的な評価

特許法院は、特許庁の抗告裁判所における事件処理期間に比べ、科学技術をめぐる紛争の審理時間を平均 5~6 ヶ月程度短縮し、迅速な権利保護を確保していることで国民の信頼を得ているばかりでなく、上告率の減少により大法院の裁判負担を軽減させるという現実的な効果ももたらした。また、従来は行政審判手続に従って行われていた事実審理が、法院の司法手続に従って行われるようになった結果、国民の裁判を受ける権利が保障され、国民に対する司法サービスが強化され、審理が以前よりも慎重かつ適正に行われるようになり、結論に対する当事者（国民）の信頼感だけでなく、国家の信頼感をも高めた点で重要な意味を持っている。一方、特許法院の判決は、従前の抗告審判所の審決よりも判決内容が充実していて先例としての価値を有しており、類似事件を処理する特許庁の関係者からも好意的な反応を得ている。

特許法院が、科学技術専門家である‘技術審理官’という、他の国とは異なる韓国独特の制度を設け、技術審理官が準備手続及び弁論に参加し、事実上当事と一緒に裁判を行うことを可能とし、結果として科学技術者の意見が尊重される新しい制度を生み出したことは、特許法院の持つ重要な特色と言えよう。

### ロ. 問題点

審決取消訴訟は特許法院が管轄し、特許侵害訴訟は一般の民事法院が管轄するため、同一の事案について異なった判決が出る可能性がある。2000 年 3 月に特許法院がソウルから大田（テジョン）に移ってからというもの、大部分の訴訟事件の当事者及び代理人がソウルに集中しているという状況から、当事者は訴訟遂行上の不便を蒙っているだけでなく、さらなる訴訟費用の負担を余儀なくされている。また、長期勤務が困難なため、優秀な専門法官となる上で必要な経験を積むことが難しくなり、特許法院の長期的な発展計画に蹉跌をきたす恐れがある。

特許法院の判決文は、内容が専門技術に関するものであるため、一般の判決文よりも理解しづらいという批判がある。これは、特許明細書が難解な専門用語で書かれており、判決文においてもそれをそのまま引用する他ないからである。

一方、弁理士の訴訟代理が増加し、基本的な訴訟手続に関する知識不足から、弁理士が主張や立証責任の所在をきちんと把握できないなどの問題がある。こ

れを解決するために、法院は訟明権を行使しているが、訟明権の行使の限界といった現実的な問題点もある。

### III. 特許法院の将来の課題

#### 1. 管轄拡大（管轄集中）の問題

特許法院は、特許審判院の審決などの取消訴訟に対してのみ管轄権を有している。しかし、この間、学会、大韓弁理士会、大田（テジョン）地域住民などを中心に、特許法院の管轄権を特許権侵害に対する民事訴訟（特許侵害訴訟）や特許権関連の行政訴訟にまで拡大させるべきだという主張が提起され、現在、国会では、管轄集中のための法院組織法の改正案について審議中である。

特許紛争の効率的な解決と専門的な裁判能力は、審決などの取消訴訟だけではなく特許侵害訴訟においても必要であり、特許侵害訴訟を特許法院のみの管轄とした場合、特許関連の紛争を迅速かつ効率的に解決し、無意味な訴訟手続の繰り返しを避けるだけでなく、産業財産権に対する統一的な解釈が確保できるという長所がある。しかし、特許法院が大田にあるため、離れた場所に住む当事者や代理人が不便を被ることになる。また、特許侵害訴訟では弁理士の訴訟代理人資格が認められていないため、特許法院が管轄する訴訟事件に、弁理士の訴訟代理権が認められるものとそうでないものが生じ、訴訟代理権に関して混乱が起きる可能性がある。管轄を集中しても控訴審に限定されるため、現実的な件数が少なく実際に扱う件数は少なく、管轄集中の効果が半減せざるを得ないといった現実的な問題点がある。管轄集中の問題については、このような長所と短所を踏まえ、司法制度全体の枠組みの中で検討した後、慎重にアプローチしなくてはならない。

#### 2. 技術判事制度の導入問題

特許法院設置当時から、科学技術界を中心に、一部で技術判事を選抜すべきとの主張があった。しかし、ドイツを除く殆どの先進国では、法官が特許訴訟を担当している。特許訴訟において最も重要なことは、技術内容を把握した上での法律的な評価であるため、法律家でない技術専攻者が裁判を行うのは望ましいとは言えない。また、技術判事を置くにしても、彼らも自分の専門分野以外では門外漢である。さらに、最先端技術の場合は、技術判事といえども、やはり外部の専門家の助けは必要となるのであって、専門性に欠けるという点では同じである。その上、技術審理官の場合、新しい技術分野を取得した者を2～3年毎に選抜するため、技術の発展に対応することができるが、身分保障を必要とする技術判事の場合、新しい技術の発展に対応するのは難しい。実際の審理では、判事は、技術審理官の補佐を仰ぎながら、十分に技術内容を理解し

た上で準備手続を進めているため、技術内容に対する判事の誤った理解が原因で問題が生ずることはなく、判事が技術内容をよく理解していないといった訴訟代理人からの批判もない。従って、技術判事の選抜は現行法上も根拠が無いだけでなく、その必要性も存在しない。

### 3. 権利範囲確認審判制度の廃止

権利範囲確認審判とは、実務上（カ）号発明と称する、ある特定の技術の実施形態や登録権利が他の先行特許権などの権利範囲に属するかどうかを、行政機関である特許審判院が判断する審判のことを言う（特許法第135条第1項）。権利範囲確認審判は、単に実用新案自体の考案の範囲という事実構成の実態を確定するだけでなく、その効力の及ぶ範囲を対象物との関係から具体的に確定するものである。権利範囲確認審判には、請求の主体によって、積極的権利範囲確認審判と消極的権利範囲確認審判の二つがある。

権利範囲確認審判は比較法的にその例が稀ではあるが、韓国における特許争訟の実務においては、〔表3〕の通り、新件の受理件数全体に権利範囲確認事件の占める割合が、2000年14.8%、2001年18.8%、2002年23.2%と毎年増加しており、重要な割合を占めている。権利範囲確認審判は、知的財産権専担裁判部の侵害訴訟とも関連があるため、侵害訴訟担当法院は、権利範囲確認審判が提起されたという資料が提出されると、その結果を参照するため裁判期日を推定したりもする。

〔表3〕権利範囲確認審判の審決に対する提訴件数

区分 年度別	特 訸	実用新案	意 匠	商 標	合 計
2000 年	38/178	43/109	24/107	29/472	134/905 (14.8%)
2001 年	33/174	56/138	41/106	20/308	150/798 (18.8%)
2002 年	61/212	55/151	41/98	29/383	186/803 (23.2%)

一般法院の民事裁判管轄権に属する侵害訴訟と特許法院の専属管轄権に属する権利範囲確認訴訟は、別個の独立した訴訟である。従って、両方の訴訟が同時に係属中であっても重複訴訟には該当せず、法律上は、いずれか一方の結論は他の訴訟において拘束力を有しない。しかし、実質上、権利範囲確認訴訟は侵害訴訟と同じく、侵害の有無をその主な争点とするため、当事者が一般法院に仮処分または侵害による損害賠償請求訴訟などを提起すると同時に、権利範囲確認審判も提起する事例が少なくない。

このように、権利範囲確認審判制度が実務上重要な地位を占めているにも拘らず、審決の効力や応訴当事者の被害などを考慮すると、権利範囲確認審判を廃止するか、あるいは存続するにしても、特許法院に審決取消訴訟を提起できないように制限すべきだとの強い主張がある。

#### 4. 技術諮問団の活用問題

殆どの特許事件における技術的争点は、裁判部が技術審理官の説明を聴けば十分に理解できるもので、一部事件については、技術審理官の説明がなくても裁判部自らが難なく理解できるものである。しかし、高度な専門知識がなくては判断が難しい場合がある。この場合、技術審理官は、その分野の専門家と裁判部の中間に位置することになるので、裁判部としては技術審理官から基本的かつ普遍的な技術的説明以上のものを期待するのは困難である。このような事件を扱うにあたっては、裁判部も技術審理官も多くの時間を費やす必要があるため、効率的な裁判が確保できない恐れがある。特に、9名の技術審理官が技術分野全てを担当している現状では、こうした問題がしばしば発生する。そこで、対応策として検討に値するのが、技術諮問団への委嘱である。

もちろん、通常は鑑定人がこうした問題点を補完する存在である。しかし、法院がその都度適切な鑑定人を選任して鑑定委嘱をするためには多くの努力が必要であるばかりか、時間もかかるため、審理の過程で必要な部分について隨時諮詢を求めるのには不適切である。従って、技術諮問団を編成した上でこれを優先的に活用し、鑑定人にはその補充的役割を委ねることが望ましいと言える。

#### 5. 電子法廷と電子図書館の設置

特許法院の新庁舎竣工に伴い、科学技術に関する未来型の専門法院としての象徴性と信頼性を高める必要から、電子法廷、電子ファイリング、遠隔映像裁判などの先端技術を採用した電子法院の導入が長期的な課題として検討されている。

ひいては、特許法院の新庁舎に特許法関係の図書館を設置し、知的財産権の中の産業財産権の分野に関する情報のメッカとして機能させ、それと同時にこれらの情報を弁護士や弁理士なども利用できる中央図書館としての役割を負わせる。特に、特許図書館は、既存の図書館とは差別化された、いわゆる‘電子図書館’を目指す。

## IV. 韓国における侵害訴訟専担裁判部の現状と課題

### 1. 侵害訴訟専担裁判部の現状

#### イ. 人的状況

2002年末現在、知的財産権関連の侵害事件を担当する専門部としては、ソウル地方法院の一つの部に3人の判事、知的財産権関連の申請事件を担当する申請部の一つの部に3人の判事、ソウル高等法院の知的財産権専門部の二つの部に6人の判事が配置されている。しかし、知的財産権関連事件だけでなく、一般的の民事事件も一緒に担当しており、その専門担当割合（その専門担当の占める割合）は下記の〔表4〕の通り、30~40%に過ぎない。

地方法院及び高等法院の知的財産権専担部の判事は、特許法院の場合と異なり、海外留学時または大学院での専攻分野、知的財産権関連の業績などを考慮せず、人事異動時に序列順に配置している。任期も1~2年で、他の一般の裁判部と変わらない。

そして、特許法院における技術審理官や大法院における特許審査官のような制度も設けられていない。従って、科学技術の専門家の助けがあって初めて適正な主文が作成できる侵害訴訟事件（特に仮処分事件）では、専門家の助けを得られない立場にある。

#### ロ. 事件の状況<sup>5)</sup>

〔表4〕は、ソウル高等法院知的財産件専担部、ソウル地方法院知的財産権専担部（民事12部）及び申請部における2000及び2002年度の新件受理事件

〔表4〕知的財産権関係民事事件の新件受付現況表

年度		事件全体	専担事件			専担事件 受理比率(%)
			本案	抗告	計	
2000年	ソウル高等法院	616	99	65	164	26.6
	ソウル地方民事12部	502	130		130	25.8
2001年	ソウル高等法院	687	128	76	204	29.7
	ソウル地方民事12部	564	156		156	27.6
	ソウル地方申請部	1,106	153		153	13.8
2002年	ソウル高等法院	627	128	83	211	33.7
	ソウル地方民事12部	391	178		178	45.5
	ソウル地方申請部	1,156	97		97	8.4

5)この部分は、ソウル高等法院の李東治部長判事が発表した「知的財産権訴訟の現状と展望－韓国と日本の比較を中心に－」（法曹、2003年6月号）から抜粋した資料である。

のうち、知的財産権関係事件の数字及び事件全体に対する割合を表したものである。地方法院知的財産権専担部が担当する事件は、2000年の130件から2001年には156件、そして2002年には178件と、絶対件数も増え、事件全体に対する専担事件の受理比率も25.8%から45.5%に上昇した。2002年に大幅に増加した理由としては、民事訴訟法の改正により、知的財産権事件に対しソウル地方法院に競合的管轄権を認めたことが挙げられる。ソウル高等法院の事件も、本案事件が2000年の99件から2001年、2002年には各々128件に増加し、抗告事件も2000年の65件から2001年には76件、そして2002年には83件に増え、専担事件の割合も上昇した。ただ、ソウル地方法院申請部の知的財産権関連事件の新件受理件数は、2001年の153件から2002年には97件と大幅に減少したが、その原因は不明である。ソウル地方法院申請部においては、暫定的地位を定める仮処分事件全てを担当しているが、その数があまりにも多いため（2002年度 1,156件）、知的財産権関連事件について訴訟を提起しても迅速な裁判が受けられず、従って当事者が提訴を嫌う傾向があるとの見方もある。

知的財産権関連の民事事件の受理状況や既済事件状況及び平均審理時間に関する統計は存在しない。ソウル高等法院の知的財産権専担裁判部である民事4部の場合、2001年度の処理件数は、本案事件64件、抗告事件28件で、2002年度の処理件数は、本案事件が60件、抗告事件が47件であったという。上記既済事件の平均審理時間は、本案事件の場合、2001年度が10.2ヶ月、2002年度が9.1ヶ月、抗告事件の場合、2001年度が5.9ヶ月、2002年度が7.8ヶ月であったという。本案事件の審理時間が特許法院の平均審理時間よりも多少長いのは、ソウル高等法院の場合、技術審理官の助けを借りることができず、技術的問題について把握する上で多少の困難が伴うためと思われる。

## 2. 侵害訴訟専担裁判部の課題

### イ. 人的構造、管轄などの問題

ソウル高等法院及びソウル地方法院において知的財産権関連事件の専門性を強化するためには、判事の配置や任期などに関して、特許法院に匹敵する配慮がなくてはならず、ひいては、技術的な問題を補佐するための技術補佐官を配置するといった補完措置が講じられなければならない。

大都市の地方法院に知的財産権の専担部を置いて知的財産権関係の民事事件を担当させたり、民事訴訟法を改正したり、あるいは知的財産権の専門裁判部が設置された高等法院所在地の地方法院に特別裁判籍を認めるなど、知的財産権関連訴訟の専門化のために努力が行われている。

#### ロ. 侵害などの立証の容易化

侵害訴訟において、侵害行為及び損害額の立証を容易にするための制度が不十分で、実務上（カ）号が特定されず、特許公報に添付された権利者の明細書を（カ）号として添付するなど、侵害行為の形態が明確でなく、権利者の権利保護に不十分な場合が往々にして生じる。日本の特許法で新たに設けられた侵害行為の立証を容易にするための文書提出命令制度の拡充、積極否認の場合、侵害行為の具体的な態様の明示義務規定、及び侵害額立証を容易にするための計算鑑定人制度の導入を主張する意見もある。

#### ハ. 侵害訴訟における無効の判断

特許庁と法院の権限分配の原則上、侵害訴訟では直接に特許発明の無効を確認することはできないが、新規性のない発明については、その権利範囲を否認したり、侵害発明の技術が公知の技術であることを理由に実質的に無効を認めている。

しかし、特許発明が進歩性を欠き、その特許権が無効であるという抗弁に対しては、法院の特許無効審決が確定するまでは、他の訴訟で当然権利範囲を否定できると言えず、主張自体に根拠がないとの理由で却下されなければならぬというのが従来の大法院の判例であった。しかし、この点については、主要先進国の趨勢に合わせた日本の最高裁判所（2000.4.11）の立場と同様に、進歩性に欠ける場合でも権利濫用の抗弁を通じて、侵害訴訟の受訴法院において特許の無効事由を判断できるようにしなくてはならないという意見がある。ただ、大法院は、公知技術から進歩性の無い特許発明の場合でなく、公知技術から進歩性の無い侵害発明の場合には、それが特許発明の技術の範囲に属するものであっても、自由実施技術に該当するということを理由に特許件の侵害を否認することで、迂回的にその無効を認めている。

#### 二. 弁理士に侵害訴訟の代理権を付与する問題

韓国では、弁理士の場合、審決取消訴訟に属さない侵害禁止請求訴訟、損害賠償請求訴訟などの民事訴訟の訴訟代理人にはなれないというのが通説であり、法院の慣行でもある。これに対し、弁理士会では、侵害訴訟事件においても弁理士に訴訟代理権を付与すべきであると強く求めている。

しかし、今まで弁理士は、特許侵害訴訟の訴訟代理人になったことがなかった。弁理士は、技術内容についてはある程度知識を持っているが、法律の専門家としての基本的な資質が十分でなく、民事訴訟手続に関する知識及び経験が不足していることが多い、現在、審決取消訴訟の裁判を進める上で多くの困難を生ずるというのが実情である。今後、産業財産権の専門弁護士をもっと増やす必要がある。弁理士が訴訟代理人になれるかという問題は、弁護士と対等な訴訟法の知識を身につけた時に初めて、国家が政策として決定すべき問題である。

## 「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

講師：東京地方裁判所部総括判事 飯村敏明

御紹介にあずかりました飯村でございます。東京地方裁判所の知的財産権部の部総括をしております。私、平成10年から東京地裁で知的財産権侵害訴訟を担当しております。このたび、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センターの共催で、「日韓における知的財産権訴訟の現状と展望」という題で我が国の知的財産権訴訟に関する実情を説明する機会を与えられましたことにつきまして深く感謝する次第でございます。

これから45分間程度の間、我が国の知財訴訟に関する実情を簡単に御報告したいと思います。

### 第1 はじめに

まず、裁判所で扱う事件ですが、裁判所の事件は世につれということで、世の中の動きを忠実に反映しているということがいえると思います。過去の戦後の歴史を振り返りましても、裁判所は、社会の中で未解決の問題を反映する事件が多発てきて、その解決に向けて闘ってまいりました。例えば、戦後の労働事件、交通戦争と言われた時代の交通事件、公害事件、最近ではバブル時代の金融関係事件、不動産事件など、洪水のごとく多数発生した一連の事件があったわけです。そして現在の日本の状況は、バブルがはじけた後の企業の破綻の問題、金融システムの再構築の問題、不良債権の処理の問題というのが一方で存在するとともに、規制緩和を反映した企業の新しい動き、つまり、技術を中心とした企業間の開発競争の問題、国際間競争の問題、これらをめぐる新しいルールの確立の問題というものに注目が集まっています。

そのような社会の動きを反映して、現在、裁判所において、大量の事件が持ち込まれている分野というのは、一方では倒産関係事件であり、他方では知的財産権訴訟事件でございます。知的財産権訴訟は、後に詳しく御報告いたしますけれども、増加が極めて著しい分野でございます。知的財産をめぐる法的紛争について、裁判所に対しては、当事者からの要請という観点ですと、迅速な解決、社会的な要請という観点ですと、実務の指針となる法的な解決、を定立するという要請がますます強くなっている状況だと思われます。

以下、第2で、現在置かれている問題の所在について御報告します。それに対する解答というか解決策に関して、第3では、主として法律改正を伴った制度改革の動き、第4では、裁判所が行ってきた運用上の工夫も含めた裁判所の対応の問題、

それから第5以下で、ある意味ではケーススタディということになりますが、東京地裁の工夫、運用の実態について御報告します。もとより大阪地裁の工夫も重なりますし、当然ながら東京高裁の運用の工夫も共通という認識を持っております。

## 第2 知的財産権訴訟における問題の所在と解決方策

知的財産権訴訟の機能を高めるための課題、問題点です。これらの課題は、専門訴訟一般について共通するわけですけれども、知的財産訴訟におきましては、いつも4点が問題になります。第1番目は審理期間の短縮化という問題でございます。2番目は国際性の問題、3番目は損害額の多寡の問題、第4番目は専門性の問題でございます。

まず、第1番目の審理期間の問題でございます。最近までは、知的財産権事件は、著しく時間がかかっていたということをよく言われ、この点の批判も受けました。例えば、重要な、早く解決しなければならない事件を、3年とか5年かけていたという例もございました。しかし、現在では一審の平均審理期間は10.3か月ですし、一審の裁判体が、和解も含めて、心証を出すまでの期間はもっと短くなり、審理期間の短縮化が図られているということでございます。

2番目は国際性の問題です。大きく分けて、2点あります。

国際性の第1点は、次のようなことです。現在の状況を一言で申し上げますと、ビジネスは国境を超えるという状況、技術は国境を超えるという状況、これに伴って法的紛争も国境を超えるという状況が現出しております。そうしますと、国際的に共通のやり方、ルールが必要となってきます。そのような状況の中で、いざ裁判になった瞬間に、日本だけに通用する国内ルールで審理がされると、さまざまな面で不都合が生じます。例えば、当事者が、裁判所の指示に従わない訴訟活動をしている場合に、裁判所がそのまま黙認していると、外国の当事者からは、日本の裁判所は、極めて特異な審理をしているという印象を抱きかねないわけであります。日本だけの特別な審理方法、裁判ルールを極力排除して、国際的な通用するルールの下での審理を実現していくべきであるということになります。国際性の第2点目について申し上げます。裁判所の判断基準、判断結果でございます。日本だけの特異な判断基準、解決ルールということがあるとすると、それもまた問題になり得るわけでございます。ただ、第2点は、それぞれの国に、国内特有の問題がありますので、それぞれの分野で、どのような原因で、法制度の違い、判断基準の違いが残っているのかを個別的具体的に分析していくかなければならないわけです。いずれにせよ、知的財産権事件は、同じ紛争が外国でも生じますので、常に、このような問題があるわけであります。

ところで、現在、司法制度改革推進本部内で、知的財産訴訟検討会において、証拠収集手続の拡充・強化、秘密保護のための新たな規定の創設、非公開審理の制度の創設などが検討されております。これらは、国際ルール、国際的に通用する審理を実現する方策の一つというような位置づけをすることができると思います。

今まで、知的財産権侵害訴訟に関して、日本の企業でありながら、特許権等侵害事件の解決のために、外国の訴訟手続が選ばれることがあるのだというようなことが言わされておりました。個々の当事者が、具体的な紛争について、どこの国に訴訟を提起するかについては、それぞれ動機は異なると思われます。現在の日本の状況を見ますと、日本の裁判所に提起された事件のうち、外国の企業又は外国企業の支配に属している日本法人が、原告又は被告のどちらかの当事者になっている事件の比率は、3割程度でございます。そのような統計結果からすれば、日本の裁判が、当事者から避けられているというようなことはないと思われます。ただ、これは複雑な関係がありまして、司法サービス、司法インフラの問題と関係する側面もありますし、他方、日本市場が世界の中でどのような位置づけであるかという側面もあるので、裁判所だけの問題でもないといえましょう。

3番目は損害額の問題です。特許権者が、特許権侵害訴訟を起こして、原告が勝った場合であっても、原告が救済を受ける損害賠償額が低過ぎるのではないかという問題が提起されました。損害額に関しては、具体的な裁判例における認容額が、実務の流れを説明することになるかどうかはわかりませんが、平成11年に、遅延損害金を含めて損害認容額37億円の判決が出されたことがあり、当時の最高額でした。これに対して、つい先ごろ、2件合計でございますが、84億円の認容判決が出されました。特許法が改正されたり、損害額を認定する裁判所の論理や運用が大分変わってきたという点があると思いますし、また、特許権を活用したビジネスの実態も変わってきたという点があると思います。いずれにせよ、特許裁判において、従来とは比較にならないほど、高額の認容判決が出されているのが現状です。

損害賠償額の問題については、特に比較されるのは日米の損害賠償額でございます。同じような紛争について、我が国で起こされた場合と、アメリカで起こされた場合の認容額について違いがあるというような点が指摘されてきました。この点に関しては、米国の不法行為訴訟の中では、懲罰賠償あるいは3倍賠償という制度があるのに対して、我が国では、民刑の峻別された制度、加害者に対する制裁は刑事制裁にゆだねられているというような制度上の違いがあるので、一概に比較はできません。また、市場規模の問題もあります。そういう様々な原因もありますが、確かに、日本の裁判において、立証の困難性から、結果として、認容額が低くなっているという側面もあったかと思われます。その点に関しては、平成10年及び平成

11年の特許法の改正で、原告側にとって、立証レベルが緩和されたという点を挙げることができます。

第4番目は専門性の問題であります。専門性の問題は、難しい問題ではあります。日本中のすべての裁判所の裁判官が専門性を高めていくということは不可能である以上、より限られた人的資本を、集中的に投入することが問題解決の鍵であると思われます。現在は、知的財産権事件を東京、大阪に集中化して、それらの裁判所に、専門性のある裁判官を集めるという対応が採られています。

以上、知的財産権訴訟について、問題の所在を挙げました。

### 第3 充実・強化のための制度改正等

そこで、第3に進めます。これらの問題について、どのような解決策、どのような方向性での対策が図られているのかについて御報告したいと思います。

まず制度改正の流れでございます。

制度改正の大きな流れとして特筆できるものは、平成13年6月に出されました司法制度改革審議会の意見書でございます。司法制度改革に関しましては、ひとり知財訴訟ばかりでなく、司法制度全体の問題でございます。大きくスローガン的に言えば、国民がより利用しやすい司法制度を実現し、司法の機能を充実・強化させるためにということで、全部で63回の司法制度改革審議会が行われ、その結果が平成13年6月に公表されました。その中で特に知財訴訟に関連して特別に項目が設けられまして、知的財産権訴訟の問題点、その解決策について触れられました。

一つは審理期間の問題でございます。審理期間に関しては、審議会の時点で把握している最近の統計では、平均期間が23.1か月でございました。それをおおむね半減するということを目標にしております。

次に、知的財産権事件の総合的な対応強化ということでございます。

その解決メニューとして、一つは証拠収集手続の拡充、それから審理に関しての注文でございますが、計画を練って計画審理を行うということでございます。

もう一つは、より専門性が強化された裁判官及び調査官の集中的投入によって専門的な裁判を実現するということでございます。それとともに、専門委員自体は知財訴訟に特化されたものではありませんけれども、専門委員の導入も含めた、より強化された専門性の高い審理の実現ということでございます。

それから、究極的には同じ内容になるのですが、実質的な特許裁判所の創設ということが提言され、その解決策の一つとして、一審レベルで言えば、東京地裁、大阪地裁への専属管轄化ということが提言されました。これをもって実質的な特許裁判所を実現することになるのだという文脈で提言がされました。

それから、東京高裁、大阪高裁の専門的処理体制についても、強化策ということが検討策として挙げられました。

これらは、いずれも解決目標でございまして、この具体的な検討ということで各省各局に投げられて、その一つとして、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会がその中の3項目ないし4項目を現在検討しているところでございます。

他方、民事訴訟に関連するものについては、法務省の法制審議会に投げられて、そこで検討されました。既に法制審議会では審理を終えて、法律改正が実現しました。平成16年の4月に施行される予定であります。正確な実施期日については、まだ確定していないかと思いますが、4月が最有力です。

ところで、知的財産権訴訟につきましては、平成13年6月に司法制度改革審議会の最終意見書が出された後、平成14年7月には、知的財産戦略大綱が出されまして、やはり知財に特化された提言がなされました。それから平成15年の7月にも推進計画が出されて、知財に特化された提言がされました。推進計画の提言の実現に関しては、やはり司法制度改革推進本部に投げられたため、司法制度改革推進本部で、現在、検討を行っているところです。それでは、既に法律として出来上がりました民事訴訟法の改正に関して簡単に御説明申し上げます。大きく4項目から成り立っております。

第1点として、特許に関する事件の専属管轄化という問題でございます。特許に関する事件は、今まで、東日本の事件に関しては、競合管轄として東京地方裁判所に、西日本の事件に関しては、競合管轄として大阪地方裁判所という制度が採用されておりましたが、今回の民事訴訟改正で、それぞれ東京地裁、大阪地裁への専属管轄化が図られました。さらに、一審レベルでは、技術的な内容を含む特許事件以外の事件に関して、つまり、不正競争防止法事件、著作権事件、意匠権事件、商標権事件に関して、東京地方裁判所、大阪地方裁判所にも訴えが提起できるという意味で、競合管轄になりました。

第2点でございますが、控訴審レベルでは、特許権事件等に関して、東京高裁の専属管轄化でございます。

第1点、第2点をまとめますと、特許事件等に関しては、第一審レベルでは、東京地方裁判所と大阪地方裁判所のみが扱い、第二審レベルでは、東京高等裁判所のみが扱う、つまり、およそ、以外の裁判所では扱わないという、極めて集中度の高い制度が実現したということでございます。

第3番目の改正点でございますが、知財訴訟に関しては、5人の裁判官による、いわゆる大合議制の制度が導入されました。大合議制度は、東京高裁ばかりでなく、東京地裁、大阪地裁でも行われることになります。先ほども申し上げました

とおり、知的財産権の分野では、紛争が顕在化した後、早い時期に、裁判所の法的判断、実務の指針を示してほしいという要請、その法的判断ができる限り安定性を高めてほしいという要請があります。すべての分野について、裁判所の法的判断が必要なのかどうかは、必ずしもわかりません。しかし、安定的な法的判断が必要な場合に、その受け皿的な制度として、5人裁判官による大合議制度が設けられました。東京地裁で言えば、各部の裁判官が代表して、5人による裁判体を構成して、審理判断をするというイメージでございます。そのような裁判体で出された判断は、おそらく、それなりに尊重され、実務の指針となるという事実上の効果が生じるだろうということもあります。そういう解決メニューが用意されたということでございます。法律的には、究極的には、最高裁で、判例の統一が図られることになり、あくまでも、事実上の効果にすぎませんが、知的財産権紛争において早期の段階での法的安定性を図れる事実上の制度が実現したという点は、意義深いものがあると思われます。

第4点として、専門委員制度の導入です。専門委員制度は、知的財産権訴訟に特化した制度ではないわけです。ところで、近年、技術分野の先端化・細分化が進み、技術革新のスピードも著しくなり、技術の陳腐化も、速度を増しているという状況がございます。我が国では、知的財産権訴訟に関しては、調査官制度が充実、強化されていて、一般的な技術問題が争点となる知的財産権訴訟においては、技術の専門家である調査官の協力を得ることによって、スピーディーな専門裁判を実現しております。しかし、ただいま指摘しましたような技術の進歩にともない、調査官制度を活用することによっても、なお、わかり得ない特殊な分野の事件も発生することが予想されるわけであります。専門委員制度は、知財訴訟特有の制度ではありませんが、今申し上げた、極めて専門性が要求される特殊な事件についての受け皿を整えておくために、専門委員制度を積極的に活用していくこと重要であるといえます。現在、そのための態勢づくりを行っておりまして、知財分野での専門委員100人体制を目指しております。実際には、100人以上になると思われますが、新しい制度により、知財事件についての裁判所の態勢強化を図っているところでございます。

以上が、裁判所の審理の充実・強化のための制度改正について、既に実現した制度でございます。

次に、現在、正に、司法制度改革推進本部で検討中の項目がございます。

その第1は、特許権侵害訴訟における無効の判断と特許庁における無効審判との関係でございます。現在のプラクティスは、富士通半導体訴訟最高裁判決で示された枠組みの中で審理が行われております。つまり、侵害裁判所は、無効が明らかで

あった場合には権利濫用として特許権者の特許に基づく権利行使を許さないという、審理の枠組みでございます。このような審理、判断のプラクティスについて、判断基準をより明確にすべきであるという要請があり、検討会では、この点について審議しております。すなわち、現在のプラクティスでは、侵害裁判所は、特許権に基づく権利行使を拒否するためには、特許が無効と判断したことでは足りず、特許の無効が明らかであることを要求するわけですが、特許の無効が明らかであることまで要求せずに、単に無効でありさえすれば足りるという制度に改正すべきであるかどうかを検討しております。

検討中の事項の第2番目は、専門家が裁判官をサポートする体制の整備についてです。現行の調査官制度を前提として、調査官の忌避・回避の制度、調査官の期日の立会権、発問権等について権限の明確化をするという方向での検討が行われております。

検討中の事項の3番目は、実務にとって影響が大きい問題ですが、特許権侵害訴訟等において、営業秘密の保護を含む証拠収集手続の機能強化という問題でございます。先ほど、国際性のところで申し上げましたけれども、知財訴訟に関しては、各国で同じ特許権に基づく侵害訴訟が係属する例が多いわけであります。アメリカ、EU、ヨーロッパの各国で、特許権侵害訴訟が提起された場合に、外国で証拠収集が図られているのに対して、日本で証拠収集手続が図られない場合、証拠が揃っているか否かによって、結論が異なることもあり得るわけです。また、迅速裁判の実現という観点からも、より徹底した証拠収集手続の強化が必要になるわけです。しかし、一方で、配慮すべき事項として、開示しなければならない当事者の営業秘密の保護の問題がございます。証拠開示の要請と営業秘密保護の要請の両者の接点を探るという意味で、例えば、非公開審理であるとか、プロテクティブ・オーダーの制度（例えば、所持者が営業秘密を含む証拠を開示した場合に、裁判所が、その証拠に接した申立人側の者に対して秘密保持命令を出し、営業秘密を第三者に開示しないように命じて、その命令に違反した場合には、刑事制裁を課するという制度）を創設することを検討しております。仮に、このような制度が実現しますと、知的財産権訴訟の今までのプラクティスが大きく変わるということになると思います。

#### 第4 充実・強化のための裁判所の対応

次に、第4に移りたいと思います。冒頭に申し上げました問題点の解決として、裁判所がどういう対応を図ってきたかということでございます。

平成9年のころとの比較で人的態勢の強化ということを申し上げますと、平成9年には、知的財産権を専門に扱う裁判官は、東京高裁に10人、東京地裁と大阪地

裁に11人、合計21人配置されておりました。これに対して、平成15年には、東京高裁は16人、東京地裁と大阪地裁を合わせますと20人、合計36人になりました。それから将来の事柄ですが、平成16年になりますと、さらなる人的態勢の強化、増員も含めた人的態勢の強化を考えております。

次に、平均審理期間を見ますと、全国平均で、10年前の平成5年には31.9ヶ月であったのに対して、昨年の平成14年には、16.8ヶ月ということで、大幅に審理期間の短縮が図られております。また、東京地裁知的財産権部においては、平成14年の未済事件の平均審理期間は、10.3ヶ月というような状況になっております。

## 第5 東京地裁の知的財産権訴訟の状況について

次に、東京地裁の知的財産権訴訟の現状について、詳しく申し上げたいと思います。

東京地裁の知的財産権の割合ですが、特許権事件が32%，実用新案権事件が6%，合計38%でございます。著作権事件が22%，不正競争防止法事件が19%，商標権事件が17%でございます。不正競争防止法事件の中には、特許権の権利者が、特許権侵害であると宣伝広告したことが虚偽事実の告知であり、不正競争行為だというような技術的な内容が争点となる事件も含まれております。したがって、技術的な事項が争点の事件は、特許権事件と実用新案権事件と不正競争防止法事件の中の一部の事件ということになり、それらは、合計40%ぐらいになります。それに、著作権事件が22%ありますので、代表的な知的財産権事件である技術的な事項が争点の事件と著作権事件で、60%以上を占めるということになります。

事件の傾向について申し上げたいと思います。事件に関しては、代表的な特許権事件を見ても、知的財産権事件を見ても、増加傾向ということが挙げられると思います。それとともに複雑化傾向ということも挙げられます。

知財事件を分析する際には、量的な拡大についての分析と、内容についての分析ということが不可欠になります。

まず、事件数の増加に関する実情ですが、7～8年ぐらいのタームで考えますと、どの時期を比較しても倍になっているという状況でございます。知的財産をめぐる紛争を裁判で解決しようという動きは、より一般的な傾向として定着しています。

事件数が増加する理由を2点だけ挙げます。事件数増加の最大の要因は、企業の行動様式の変化ということだと思います。社会全体における知的財産権重視の流れというものは、定着していると思いますが、これに規制緩和の流れが加わって、そ

彼らが事件数を増加させていると思われます。過去において、我が国の企業の行動様式を見ますと、ビジネスに関連する紛争を解決する解決方法として、やはり裁判は、できれば避けたいという気持ちが強かったと思われます。もう1点は規制緩和と関連するわけですけれども、特許権侵害訴訟というのは、企業にとってみると、解決の一つの方法でありますけれども、解決の唯一の方法でなかったということが言えるわけです。企業が下請け企業、取引のパートナーを選ぶとき、技術の優越性だけで選択するのではなく、ほかの要素で選択していたということがあると思います。例えば、巨大企業甲と取引をする会社がA社、B社の2社存在したと仮定しまして、A社が、優秀な技術を持っていて、特許権訴訟を提起して勝てたからといって巨大企業甲の下請けになれるという関係がなかった時代においては、特許権侵害訴訟を提起するインセンティブが働かなかったといえます。ところが、規制が緩和され、国内でも自由競争がより進展し、またグローバル化の時代になって国際間の競争が熾烈になってまいりました。技術力を抜きに、事業を展開することが許されなくなりました。巨大企業甲といえども、優れた技術を持っているA社と組まない限り、負けてしまうことになります。そのために、技術の優越性が、よりポイントを稼ぐという時代になりました。企業は特許権でガードし、その特許権による保護を実質あらしめるためには、裁判解決が手っ取り早いというような状況になりました。それが第1点でございます。

第2点としては、知的財産権に関する認識が変化してきたことがあると思います。ある企業が特許権を持っていた場合、昔より、ライセンスを与えるケースが増加しました。そうしますと、ライセンスを受けないで実施している者に対する社会の目、企業の目が厳しくなってきましたので、ライセンサーは、ライセンシーに対する義務として、無断で特許を実施している第三者に対して、訴訟を提起するということが多くなってきていると思います。

このように、いろいろな傾向を総合しますと、我が国では、訴訟がラストリゾートであったのに対して、現在では、ファーストリゾートとまでは言えないですが、優先順位が高まったという点を指摘することができます。

それから、知的財産権事件の複雑化ということでございます。特許権侵害訴訟について、現在、実務を形成している最高裁の重要な判決は二つございます。一つは、均等を認めた、ボールスプラインシャフト最高裁判決でございます。他は、侵害訴訟の中で無効判断ができるということを認めた富士通半導体訴訟最高裁判決でございます。この二つの最高裁判決の枠組みで審理をすることになると、極めて複雑な法律判断、技術的な検討が必要になり、事件の解決のために複雑な要素が加わってくるわけです。

知的財産権事件の複雑化について、もう1点は、特許権侵害訴訟に限らない今日的な争点の困難性に関してでございます。例えば、営業秘密に関する争点、周知表示に関する争点、ノウハウに関する争点、キャラクターに関する争点、パブリシティー権に関する争点、職務発明に関する争点などを挙げるまでもなく、新しい法的利益について多くの争点が生じます。このような新しい問題については、前例となる法的指針がないこと、法的判断が実務に与える影響が大きいということから、より複雑困難な審理・判断が求められるということを指摘することができます。

## 第6 迅速審理の内容（裁判所）

次に、東京地方裁判所で現在行っている迅速化の工夫について一端を御紹介したいと思います。

知的財産権事件に関する特徴の一つとして、知的財産権訴訟のほとんどすべての当事者は企業であるという点がございます。企業が提起する訴訟のほとんどは、ビジネスの延長線上に位置づけられます。ビジネス訴訟であっても、当事者の一方が倒産した場合には、過去に行われた事柄を、どう処理するのが妥当かということだけが問われます。これに対して、知的財産権訴訟では、現に、製造し販売を継続している行為の差止めが求められますので、ほかの訴訟と比べて、ユーザー・ニーズにおいて全く異なります。当然ながら、ライフサイクルが終わる前に解決しなければならない場合が多いのですが、サイクルの短い技術、商品では、待ったなしの迅速審理が要求されることになります。そのような事件で、裁判所が、間違いをすることなく、公正さを害することなく、かつ、迅速な救済という要請にこたえるためにはどうすればいいかということが、解決課題として問われるわけであります。

現在、裁判所をあげて、迅速審理という課題解決に向けて工夫しているわけです。迅速審理についての解決方法はさまざまであり、一つだけというわけではありません。通常事件における迅速審理の解決イメージとしましては、計画を策定し、無駄な審理を排除し、いつ判決を言い渡すかについての納期を提示して、当事者、代理人に協力をしてもらい、一回一回の期日を短縮化する、証拠調べを集中して、効率のよい審理をするというようなことが、内容になると思います。知的財産権事件については、そういうような迅速審理イメージがベースにあることはもちろんございますけれども、それだけでは、裁判所が、ユーザー・ニーズに沿った結論を出せる、心証を開示して、紛争解決を促すことにはつながりません。

具体的な例を挙げますと、例えば、今直ちに、特許権に基づいて、被告の製造販売を止められれば、その市場を独占できる、それが実現できたときのゲインが100億円になると予測でき、また、被告の製造、販売を止めることが一日遅れると一

日について、いくらというように定額のロスが発生することが算定できるケースを想定いたします。原告企業としては、早く解決するために、仮に10億円を投資一という言葉が正しい言葉の使い方かどうかは別にして、10億円出しても損にはならないわけあります。

一般論として、裁判所は、すべての事件において、十分な訴訟準備をしてから訴訟を提起してほしいと考えているわけです。裁判所は、被告に対しても、十分な訴訟準備をしてほしいと思っているわけです。ただし、それは裁判所の立場で、そのようなことを言ってみても、当事者が、投資に見合っただけのリターンが期待できない限り、そのような裁判所の希望に応じる者はいないわけです。裁判所が、訴訟提起には、最低1億円をかけて準備してくださいと言っても、それに応じる企業はありません。要するに、企業が、現在進行形の法的紛争について、ビジネスの観点での方針として、裁判所での解決が選択されてはじめて、裁判所が、その事件を解決するということになるわけです。そうなりますと、裁判所は、経済原則、マーケットメカニズムを尊重して、当事者が、早く解決するために十分に準備をすれば、それに見合った迅速解決を図るという方法を探ることが重要になるわけです。現在、裁判所は、完璧な訴訟準備をした上で訴訟提起をした事件については、一日も早く解決を図るというような対応をとっています。「訴訟準備に投資」という言葉は正確ではありませんけれども、コストをかけて十分に訴訟対策をすればそれにこたえるという方針を徹底して行っています。

もう一つの考え方ですけれども、先ほどの、期日を短縮化させ、納期を決めて、準備を十分にし、それから次回期日、それから3カ月後の期日にどうすることをどうするかということをよく話し合って、裁判所としてもそのとおりに進めるということが大切なのですが、それだけでは十分でない要素として、もう1点、重要な要素があるわけです。

それは、裁判所が受け取る情報が不正確であったり、十分に検討されない情報であったり、場合によっては虚偽の情報が混ざると、結局、それらが、判断の基礎にするに値するかどうかを審理するために予想外の時間がかかったり、審理が迷走してしまうことがあるわけです。当事者が、これらの点で協力をしていただかなければ、マーケットメカニズムをばねにした審理方法は、効果を發揮しないわけです。結局、訴訟代理人、それから企業当事者に対する協力ということが欠かせないことになりますが、裁判所としては、虚偽の情報を裁判所に提出させないことの徹底を図っています。裁判所が、法廷侮辱などの制裁権限を、実質的に握って、いつでも発動することができれば、もう少し徹底できるかと思いますけれども、現在の慣行を前提にしますと、実現が難しい側面もあります。そこで、裁判所としては、

あらゆる機会を利用して、虚偽の情報の混ざった、あるいは不確実な情報を裁判所に持ち込まないということをPRしております。

そのような努力の結果、知的財産権事件では、従来と比較しますと、事件が複雑化しているにもかかわらず、従来は3ヶ月程度かかっていたのに対して、現在では、その3分の1の、10.3ヶ月ないし12ヶ月で、判断を出せるということです。

個別具体的な方法論は、また質問がありました折りに、ふれたいと思います。

最後に

最後にまとめございます。

質の高い、信頼に値する裁判の実現ということに関しては、ひとり裁判所だけでもうとしても難しい問題があり、訴訟代理人、企業、あるいはサポートする外部環境の整備ということも必要になるわけであります。

そのためには、裁判所が、どういう問題があるのかということを、訴訟に関係されるすべての方々に公表することが必要です。問題の所在を明らかにし、問題解決案を提起していかなければ、真の解決につながらないわけであります。そのためにも情報公開が必要になるわけでございます。一切の訴訟手続を透明化し、その訴訟手続を見るようにし、解決の結果に対して、だれでもが、アクセスできるようにしたいと思っております。その第一歩として、知財事件に関しては、すべての判決がインターネットで翌日公表されております。

2番目には、裁判所の目標である、良質で、しかも、迅速な審理を目指すということについての、二つの解決策の提起をしたわけですが、できる限り関係者の協力を得られるよう、さまざまな媒体を使って、説明活動を行っています。それとともに、裁判官自身が専門性を高め、企業が困っている点について、少しでも早期に問題点を把握し、それに対してより適切な解決を図るために、裁判官自身がスキルアップを図ることも必要となり、現に、専門性を高めるための努力を続けております。

最後になりましたけれども、裁判所及び訴訟代理人の紛争解決に向けての協力関係が形成され、その結果が社会に認知されなければいけないと思っております。

我々法律家は、納得できる安定した解決を図るという目標に向けて、豊かな経験に裏づけられた知見と専門的な能力を磨いて、努力していきたいと思っております。そういう工夫を重ねることによって、急増する知的財産権訴訟について迅速かつ充実した審理を実現し、社会のニーズ及び期待にこたえるように努力しているところでございます。ご静聴、ありがとうございました。



平成15年11月27日(木) 法曹会館「高砂の間」にて



平成15年11月28日(金) 大阪中之島合同庁舎「国際会議室」にて

## 「日本の知的財産権訴訟の現状と展望」

講師：大阪地方裁判所第21民事部総括判事 小松一雄

### 1 はじめに

ただいまご紹介いただきました小松でございます。本日は、「日韓知的財産権訴訟の現状と展望」をテーマとするこの講演会でお話をさせていただく機会を与えられましたことを、大変光栄に存じます。先ほどは、趙部長判事が、韓国における知的財産権訴訟の現状と課題についてご講演なさいましたのを、興味深く拝聴いたしました。私は、大阪地裁の知的財産権部で知的財産権訴訟に関わってまいりました経験に基づきまして、「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」について、お話をさせていただきます。

### 2 知的財産権訴訟に関する裁判所の体制

まず、日本の知的財産権訴訟に関する裁判所の体制についてご説明します。知的財産権訴訟は、大きく分けますと、侵害訴訟と審決取消訴訟に区分できます。侵害訴訟は、民事訴訟法に従って訴訟手続が進められる民事訴訟であります。民事訴訟法の規定により、管轄を有する全国の地方裁判所に訴えを提起することができます。ただし、1998年（平成10年）から施行されました現行の民訴法の規定によりまして、特許権、実用新案権、回路配置利用権及びプログラム著作権に関する事件は、東日本の裁判所が管轄権を有する事件は東京地裁が、西日本の裁判所が管轄権を有する事件は大阪地裁が、それぞれ競合して管轄を有しております。また、東京高等裁判所は、専属管轄であります審決取消訴訟のほかに、東京地裁を始めとします東京高裁管内の各地裁からの侵害訴訟の控訴審を扱っております。我が国では、侵害訴訟は、東京・大阪両地裁への集中傾向が著しい状況にありまして、東京、大阪の専門的な処理体制を強化してまいりました。我が国の知的財産権訴訟の体制は、地裁レベルで見ますと、一極集中ではなく、東京と大阪という二極集中体制でございます。比喩的にいいますと、2つの焦点を有する橢円形、もちろん東京と大阪では規模の違いが相当ございますが、そのような状況にたとえることができると思われます。

専門部の現在の人的処理体制を申し上げますと、東京高裁が4か部、裁判官16人、調査官11人、東京地裁が3か部、裁判官15人、調査官7人、大阪地裁が1か部、裁判官5人、調査官3人という体制になっております。

裁判所調査官制度について、ご説明したいと思います。我が国では、知的財産権訴訟の技術的専門性に対処するために、技術の専門家であります裁判所調査官の制度を設けまして、知的財産権の専門部に配置しております。日本の裁判所調査官は、先ほどお話がありました韓国の特許法院における技術審理官に相当するものといえるかと思います。日本の場合は、審決取消訴訟と侵害訴訟の両方で調査官制度を活用しております。調査官の大部分は、特許庁で審査・審判の実務を経験してきました特許庁出身者です。もっとも、最近、東京高裁及び東京地裁で、弁理士出身の調査官も採用されております。韓国の技術審理官と比べますと、給源も類似しているといえるかと思います。特許事件等におきまして裁判官を補助する調査官が、単に科学技術の専門家というだけではなくて、特許出願や審判手続の実務に通じているということは、裁判所が特許発明の技術的範囲や無効理由の存否といった法的な判断をする上で有用であると思います。大阪地裁の場合、電気、機械、化学の各分野を専門とする調査官3名が配置されて、特許事件等の調査に当たっております。調査官の任期は一般に3年でございます。

大阪地裁における調査官の活用状況について補足させていただきますと、特許・実用新案事件につきましては、原則として事件ごとに調査官の担当を割り当ておりまして、口頭弁論期日には、侵害論の審理中は原則的に法廷にも立ち会ってもらっています。そして、事件の技術的事項について、適宜説明をしてもらったり、あるいは、問題点について調査、報告をしてもらうなど、日常的、継続的にサポートを受ける体制を採っております。裁判官が、技術的、専門的な知識を補充し、知的財産権訴訟を円滑に進め、的確な判断を下すために、調査官制度は大きな役割を果たしてきているといえます。

なお、調査官は裁判官を補助する立場にあり、その報告内容は当事者に開示する性質のものではありません。もっとも、調査官の活動は、当事者の立場から見ると、わかりにくいという面があるようとして、現在、調査官の権限の明確化等について、立法的な検討がなされております。

韓国では、侵害訴訟では、特許法院における技術審理官のような制度はないということですので、この点は日本と違いがあるように思います。

### 3 最近の知的財産権訴訟の動向

最近の知的財産権訴訟の動向でありますと、まず、事件概況をご説明します。昨年（平成14年）1年間の知財訴訟の地裁第一審の新受件数については、全国で607件知財事件が提起されまして、そのうち東京地裁が342件、大阪地裁が131件でした。78%が、東京、大阪、両地裁に集中しております。全体の新受件数

は、年によって波がございますが、平成3年（1991年）は、311件でしたので、長期的に見ますと、顕著な増加傾向にあるといえます。

事件種類別の比率は、昨年の全国の第一審新受事件で見ますと、特許権27%，実用新案権6%，意匠権4%，商標権16%，著作権19%，不正競争防止法23%，その他4%で、特許事件が一番多くなっております。

東京高裁の審決取消訴訟の新受件数の動向については、最近の件数の増加傾向というのは、著しいものがございます。昨年の平成14年（2002年）は、636件になつておりますし、平成7年（1995年）が280件であったのと比べましても2倍以上になっております。

次に、最近の知財訴訟の審理及び裁判の動向について、若干の特徴的なところを申し上げたいと思います。侵害訴訟のうち、特許事件が、やはり事件数の比率の上でも、また、高度の技術的専門性が要求されるという内容面の難しさからいいましても、比重が大きいといえます。

特許訴訟の多くの事件では、被告の製品を製造販売する行為が、原告の特許権を侵害するかどうか、言い換えますと、特許発明の技術的範囲に属するかどうかが争われます。この技術的範囲に関する論点の中で、特に均等論が、1998年（平成10年）2月のボールスプラン事件最高裁判決（最判平成10年2月24日・民集52巻1号113頁）で認められまして、その成立のための要件が判例上明らかにされたということは、その後の実務に大きな影響を与えております。均等論の議論は、ご承知のように我が国でも長く争われてきたものであります。一定の要件の下に均等論を肯定するということは、国際的な動向にも合致し、特許権の適切な保護のために意義があることだと思います。均等論が主張される事件も多いわけですが、裁判所は、最高裁の示した均等成立の5つの要件に当てはめて均等の成否を判断しております。いくつかの事件では、実際に均等論が肯定されております。

次に、2000年（平成12年）4月のキルビー特許事件の最高裁判決（最判平成12年4月11日・民集54巻4号1368頁）で、最高裁は、特許に無効理由があることが明らかな場合は、そのような特許権に基づいて差止めや損害賠償を求めるることは、特段の事情がなければ権利の濫用であるという判示をいたしました。この判決は、侵害訴訟におきまして、被告側に強力な武器を与えることになりました。キルビー特許事件の最高裁判決が出ましてから、非常に多くの特許事件で、特許無効の主張が出るようになっております。裁判所は、特許無効について、無効審判手続における判断との食い違いが生じることを避けるように配慮しながら、積極的に

無効判断を行ってまいりました。侵害訴訟におきまして、裁判所が、明白性の要件による絞りといいますか、限定があるとはいながら、特許の有効無効の判断ができるようになったということは、侵害訴訟での裁判所の紛争解決機能を高めたということがいえるかと思います。

しかし、他方で、多くの事件で特許無効の主張がされまして、しかも、多数の無効理由が主張される事案が多いということから、裁判所の審理上の負担が増えているという面も否定できません。また、無効判断をするためには、明白性の要件を満たす必要がありまして、侵害訴訟での裁判所の無効判断と、無効審判手続での審決の判断との齟齬が生じないようにすべきでありますから、事案によっては依然として特許法の規定により訴訟手続を中止せざるを得ない場合があります。従来、無効審判請求に対抗して、権利者側は、明細書の訂正を請求することが多く、この訂正がされることで、事件が特許庁と東京高裁の間を往復する、キャッチボール現象といわれておりますが、そういうことがありまして、無効審判の最終的な決着まで長期間を要することも少なくありませんでした。もっとも、この点は、今年行われました特許法の改正により、訂正審判請求ができる期間が制限されたことなどで改善されることになりました。大阪地裁の場合でいいますと、無効審判の関係で、訴訟手続を中止し、訂正審判請求がされるというようなことで、長期間手続が中止になる事件があることが、審理期間が長期化する最大の理由になっております。

また、特許訴訟のユーザーの立場にあります経済界からは、侵害訴訟と無効審判手続という二重の手続があることは、紛争の一回的解決の要請から問題があるという意見や、明白性の基準が曖昧であるといった批判がありまして、侵害訴訟における無効判断と無効審判手続の関係のあり方が、これはなかなか難しい問題だと思いますが、検討されているところです。

以上が侵害論の動向ですが、損害論の方に目を向けますと、最近の特徴として、損害賠償の高額化という傾向がございます。従来、知的財産権の侵害で、裁判所において認められる損害賠償額は低いという意見がありました。一部では、アメリカのように3倍賠償のような制度を導入すべきであるといった議論がされました。しかし、我が国の不法行為による損害賠償の制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価して、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするものとして、懲罰的な意味を持つものではありません。知的財産権侵害による損害賠償も、この基本的な枠組みの中ではありますが、損害額の

算定方式の見直しや計算鑑定制度の導入などの法改正が行われてまいりました。最近は損害賠償請求額が巨大な訴訟も多くなっておりまして、ご承知のように、東京地裁では、損害賠償として80億円以上の金銭の支払を命ずる判決を言い渡した事件もございます。大阪地裁では、これまで、そのような大きい認容額の事件はありませんが、請求としては100億円を超える事件も、いくつか出てきております。損害論の審理につきましては、損害算定の資料、帳簿類等であります、そういうものの多くは被告側が有しておりますが、しかも、これらの資料には、市場での競争相手である原告の側に知られたくない営業上の秘密に関わる記載もありますので、被告の側としては文書の提出に抵抗する傾向にあります。また、当事者が企業会計の専門知識が十分でないということもありまして、損害論の審理は、侵害論の審理とは違った困難性があります。損害論の審理が円滑に進むためには、当事者の協力と、計算鑑定制度、その他企業会計の専門知識を積極的に活用していくということを考える必要があると思います。

さらに、最近の知的財産権訴訟の特色の一つとして、紛争の多様化ということございます。中でも、特許権の侵害・非侵害という企業間の争いだけではなくて、発明者である従業員とその使用者である企業との間で、権利の帰属や、特許を受ける権利を譲渡した場合の対価の請求をめぐる争いも増えております。その背景として、雇用の流動化、あるいは、発明に関わる従業員、研究者の権利意識の高まりといったことがあると思われます。従業員が職務として発明をしたときも、特許を受ける権利は、発明者である従業員に帰属いたしますが、通常、多くの企業では、職務発明規程を設けるなどして、特許を受ける権利の譲渡を会社が受けまして、自分の権利として出願し、特許を受けております。日本の特許法35条は、契約や勤務規則などで、従業者が使用者に職務発明について特許を受ける権利を譲渡したときは、従業者は相当の対価の支払を受ける権利を有すると規定しております。この相当の対価の算定というのは、非常に困難なものであります、今年4月に出ましたピックアップ装置事件（オリンパス光学事件）の最高裁判決（最判平成15年4月22日・民集57巻4号477頁）は、会社側が勤務規則等で予め対価の額について決めておいても、それが特許法35条の定める相当の対価の額に満たないときは、不足分を請求することができるしております。この裁判所の判断は、産業界に大きな衝撃を与えたようです。現在、特許法35条の規定の見直しも議論されているところです。

#### 4 最近の知的財産権訴訟をめぐる動き

さて、最近の我が国の知的財産権訴訟をめぐる動きというのは、誠に激しいも

のがあります。振り返って見ますと、我が国では、1990年代の後半、殊に1997年（平成9年）ごろから、知的財産権の保護強化、いわゆるプロパテントの流れが明確になったように思われます。知的財産権の保護は、産業の国際競争力を強化する基盤として、国家的戦略として位置付けられております。いまや我が国は、知的財産立国を標榜しております。昨年には知的財産基本法も制定されました。企業も知的財産権を企業戦略の重要な柱として位置付け、重視しております。

そのような中で、知的財産権訴訟の果たすべき役割につきましても、期待と注文が向けられてまいりました。政府の知的財産戦略大綱では、実質的な特許裁判所機能の創出ということが掲げられております。一方、21世紀の我が国の司法制度のあるべき姿を幅広く検討してきた司法制度改革審議会が2001年（平成13年）に出した意見書の中でも、知的財産権関係事件への総合的な対応強化の必要性が述べられておりまして、審理期間を概ね半減することを目標に、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきであるとされております。政府の知的財産戦略本部が今年の7月に決定した推進計画の中では、知的財産高等裁判所の創設の検討ということも盛り込まれて、現在議論がされております。そのほか、司法制度改革審議会の意見書を受けまして政府に設けられた司法制度改革推進本部の中の知的財産訴訟検討会では、知的財産権訴訟のあり方をめぐり、①侵害訴訟における無効判断と無効審判の関係、②専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度、③侵害行為の立証の容易化の方策などが検討されております。このように知的財産権訴訟のあり方につきまして、種々の議論がされており、また、後でお話しますように、今年の民訴法の改正も、知的財産権訴訟に関して、大きな影響のある改正を含んでおります。

知的財産権訴訟は、更に変化していく状況の中になりますが、知財訴訟のユーザーの立場にある産業界の意見を集約しますと、①訴訟の迅速化ということ、②技術的専門性の強化ということ、それから、③裁判所の判断の早期統一、こういう辺りに集約されるようあります。これらにつきましては、裁判所の審理充実の取組みをご紹介した後で、若干コメントしたいと思います。

## 5 近時の知的財産権訴訟の審理充実・迅速化の動き

このように知的財産権が重視されるようになりますとともに、裁判所の知財訴訟が果たす役割も大きくなりまして、訴訟のあり方も見直しが迫られるようになってまいりました。裁判所も、審理の充実・迅速化のために、さまざまな取組みをしてまいりました。

まず、東京地裁は、2000年（平成12年）10月に、審理充実・迅速化のための方

策をまとめまして、「知的財産権訴訟の運営に関する提言」を発表しております。

一方、大阪地裁では、1999年（平成11年）の終わりごろから、計画審理の試みを始めています。これは、いくつかの訴訟類型につきまして、訴訟提起から侵害論の審理の終了に至るまでの審理スケジュールのモデルを作りまして、その審理モデルを訴え提起時に事件の当事者に配付しまして、その審理モデルを基にして、裁判所と当事者が協議して審理計画を立てて審理を進めていくというものです。この審理モデルは、昨年改定をして、現在は侵害論だけではなく、損害論まで含めた審理モデルを用いております。大阪地裁で用いている計画審理モデルは2種類あります。そのうちの一つは、特許・実用新案事件のものです。もう一つは、意匠・商標・不正競争防止法事件（不正競争防止法は一部の類型であります）を対象とする審理モデルです。特許・実用新案事件のモデルでは、損害論の審理を含めまして、訴えの提起から概ね1年程度で判決等による第一審の終局まで至るということを目指しております。

このように、東京、大阪の両地裁は、審理の充実・迅速化のために、工夫と努力をしてまいりました。侵害訴訟の審理は、ここ数年で相当変わってきていると思います。もちろんそのためには、当事者の事前準備の徹底など、当事者側の理解と協力が不可欠であります。東京地裁も、また、大阪地裁も、いろいろな機会を捉えて審理の実情について紹介し、当事者や代理人の理解を得るように努めてまいりました。

なお、司法研究報告書「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」が、今年発行されました。これは東京地裁と大阪地裁の裁判官が参加して行った共同研究の結果であります。最近の我が国における特許訴訟における迅速な訴訟運営について、いわば集大成したものでございます。

一方、東京高裁の審決取消訴訟の方を見ますと、事件の増加傾向が著しい中で、最近審理方式について、新たな試みをしているということが紹介されております。その内容について要約しますと、主張と証拠の整理及び心証の形成を原則として1回の弁論準備手続で行うというものです。これは審決取消訴訟のものでありますが、侵害訴訟のこれから審理のあり方を考える上でも、刺激的なところがあるように思われます。

先ほどの趙判事のお話で、韓国の特許法院においても、集中審理方式による充実した迅速な審理が行われているということを伺いましたが、審理のやり方は、東京高裁の最近のやり方と類似性があるように感じました。

知財訴訟の審理の充実のためには、専門部の専門的な処理体制を強化するとい

うことが最も効果的であると思われますが、裁判所は、東京、大阪の知財専門部の裁判官を増員するなど、体制を強化してまいりました。東京高裁と東京地裁では、部の数の増加、調査官の増員も実現しております。このような体制の整備と、審理のやり方の工夫と努力、そして、訴訟に関わる当事者、代理人等の協力によりまして、知財訴訟の平均審理期間というのは非常に短縮してきております。昨年の地裁の全国の知財訴訟の第一審既済事件の平均審理期間は、16.8ヶ月となつております。平成5年（1993年）が31.9ヶ月でしたから、短縮化の傾向が顕著であります。審決取消訴訟の方は、昨年の東京高裁の既済事件の平均審理期間は、12.7ヶ月となっておりまして、これも1996年（平成8年）は21.4ヶ月でありましたから、事件の増加傾向にもかかわらず、審理期間の短縮化が図られているといえます。

## 6 平成15年（2003年）の民事訴訟法の改正

次に、民事訴訟法の改正でございますが、1998年（平成10年）から施行されております現行の民事訴訟法は、今年大きな改正が行われました。この中には、知的財産権訴訟に直接関わる事項があります。

まず、管轄ですが、特許事件やプログラム著作権の事件などは、これまでの競合管轄から、日本を東西に分けて、それぞれ東京地裁及び大阪地裁の専属管轄ということに変わりました。また、意匠、商標、プログラム著作権以外の著作権、それに不正競争事件などにつきましては、本来の管轄裁判所のほかに、東京地裁と大阪地裁が競合して管轄権を有するということになりました。さらに、特許事件等につきましては、大阪地裁の判決に対する控訴は、東京高裁の専属管轄ということになりました。このように専門的な処理体制をこれまで以上に強化して、特に特許訴訟は、第一審を東京地裁又は大阪地裁、第二審を東京高裁の専属管轄として、原則として知財専門部で処理するという体制を探ることになったわけです。

次に、特許事件等につきましては、事件によって5人の裁判官の合議体で審理裁判ができるということになりました。この5人合議制が活用されるとすれば、それは東京高裁においてであると思われます。この大合議法廷は、裁判所の判断の早期統一の要請に応えて、事実上の早期裁判例統一機能を実現するためのものであるというふうに説明されております。

さらに、改正民訴法では、専門委員制度が導入されました。これは、専門的な知見を要する事件におきまして、専門家を専門委員として訴訟手続に関与させて、専門的知見に基づく説明を聞くというものであります。知財事件だけではなく

て、例えば医療事件ですか建築関係の事件ですか、そういう専門的知見を要する事件で活用されることを予定しております。知財訴訟では、東京や大阪の専門部は、先ほどもお話しましたように、技術の専門家である調査官が配置され、裁判官がサポートを受ける体制を整えております。しかし、特許事件は、先端技術に関わる紛争もありますし、多様な技術分野の事件があります。また、技術の進歩の速い現代におきまして、専門分野や人数の限られた調査官によるサポート体制だけでは、これから知的財産権訴訟の専門的処理体制としては不十分なものになる恐れもあります。そこで、裁判所では、従来からの調査官制度とともに、この新しい専門委員制度を、審決取消訴訟でも侵害訴訟でも、積極的に活用する方向で、現在準備をしているところです。

以上のように見てきますと、我が国の知的財産権訴訟におきましては、専門的処理体制を強化してまいりましたし、訴訟運営の改善に努めてきましたので、ユーザーの要請に応えて、訴訟の迅速化ということは、相当程度に実現しております。また、今回の民訴法の改正後の裁判所の体制を前提にしますと、技術的専門性の強化や裁判所の判断の早期統一といった点でも、かなりの程度要請に応える体制になるのではないかと考えます。今後は、専門委員制度のような新たな制度を適切に運用していく必要があると考えております。

## 7 知的財産権訴訟の課題と展望

知的財産権訴訟の課題と展望について、若干述べさせていただきます。これからの知的財産権訴訟がどのようなものになるかということは、最近の状況から、ある程度近い将来の状況は予測が可能であると思われます。知的財産紛争の多様化、内容の複雑化、高度化といった傾向は顕著でありますので、今後もこういった傾向は続くと思われます。インターネットを通じた権利侵害ですか、ビジネスモデル特許事件のように、科学技術の発展、情報化社会の進展、経済活動のグローバル化等によりまして、新たな形態の紛争、また、国境を越えた紛争が増えてくることも予測されます。裁判所としては、このような新たな紛争にも柔軟に対応して、的確に判断し、紛争を解決する、また、先例として、同種の紛争解決の指針を与えるような役割が、今まで以上に期待されることと思われます。知的財産権の紛争は、国境を越えて起こりますし、外国の知的財産権の法制や裁判制度、裁判所の判断なども影響を与えるものであります。その国の知財訴訟の迅速性、紛争解決のレベル、信頼性が、他国の訴訟制度と比較される時代になっております。国際交流を図り、日本の知財訴訟を海外にも紹介していくということが重要であると思われます。その意味でも、本日のこの日韓の講演会というのは、

意義深いものであると考えております。

次に、裁判所の知財訴訟に対する期待というのは大きくて、充実した迅速な審理、的確な判断を下すことへの要請は、強いものがあります。これに対して、今後もきちんと応えていく必要があります。専門的な処理体制が強化されてきましたけれども、今後も新たな制度であります専門委員制度の適切な運用、その他、事件の動向にも対応して、専門的な処理体制の一層の強化ということが必要であると思います。専門的処理体制の強化は、裁判所における技術的事項のサポート体制の問題とも関係しております。なお、この専門的処理体制の強化ということは、裁判所だけの問題ではなく、弁護士の体制についてもいえることだと思います。

また、大阪地裁では、審理モデルによる計画審理を実践してきておりますが、審理の充実・迅速化を一層進めるためには、この計画審理を徹底していく必要があると考えております。

侵害訴訟における無効判断等、審決取消訴訟との関係ということも非常に大きな問題ですが、その点は先ほど申し上げましたので、ここではその他の点について述べさせていただきます。

立証の容易化と営業秘密の保護の問題がございます。これも知財訴訟における極めて難しい問題であります。立証の容易化のための特許法の改正も行われてきましたし、大阪地裁でも、インカメラ手続を利用した経験も少なからずございます。一方で、当事者の営業秘密の保護に配慮する必要があります。現在もこの問題は検討されているところであります。法改正も見込まれますが、いずれにしても、裁判所としては、この立証の困難性と営業秘密の保護に適切に目配りをして訴訟運営をする必要があり、この点はこれからの中財訴訟でも重要なことであろうと考えております。

次に、手続の透明性の問題であります。これは知財訴訟に限らず、いろいろなところで問題になっております。知財訴訟でも、先ほど申し上げましたように、例えば調査官の活動は当事者から見ると、いわばブラックボックスであるというような批判もあります。手続の透明性の要請にどのように対処していくかということも今後問われるところであろうと思います。先ほど来申し上げました専門委員制度も、この改正民訴法の規定は、手続の透明性ということを意識したものになっておりまして、この点に配慮した運用を図る必要があろうかと思います。

それから、和解的解決機能の充実ということです。知的財産権訴訟は、和解による解決ではなくて、裁判所の判決による判断を求めるという要請が強いという

場合もあります。そのような要請にもちろん応えていく必要はありますが、多くがビジネス訴訟であります知的財産権の紛争では、和解的な解決になじみやすい面があるといえます。訴訟がある段階まで進行しますと、裁判所からの心証開示を受けて、訴訟の見通しや和解的解決のメリット、可能性について、見通しもつきやすくなってきます。和解的な解決では、代理人の果たす役割も大きいかと思います。また、訴訟上の和解だけではなく、調停による紛争解決ということも、裁判所での紛争解決手段の一つとして重要であります。東京地裁や大阪地裁では、知的財産権の専門調停の体制を整えておりまして、成果を上げているところです。

最後に、知的財産権訴訟を担う人材の確保ということです。どんな制度を作りましても、最も重要なことは、当然のことながら制度を担う人の問題であります。裁判官について申し上げますと、知財訴訟をやろうという裁判官は、やはり民事裁判の経験を積んだ上で、知財専門部で知財訴訟の専門性を身につけていくということが、裁判に不可欠の広い視野やバランスのとれた判断能力を持った裁判官を育てるという意味で、望ましいと考えております。裁判所も、次代の知財訴訟を担う人材を養成するということに意を用いる必要があります。

日本では来年から法科大学院がスタートいたしますが、将来、大学で理系を専攻して、法科大学院で知的財産法も学んだというような人が、裁判官や弁護士になるということが増えてくるとしましたら、それは知的財産権訴訟を担う人材の層が厚くなるということで、好ましいことだと思います。知財訴訟の一層の充実のためには、裁判官だけではなくて、知財訴訟に関わる弁護士、弁理士、それから、企業内の専門職の育成も重要であります。できれば、知的財産法を専攻される学者の方も、もっと増えて、大学や法科大学院での研究、教育がより充実したものになるということを願っております。

## 8 おわりに

本日は短い時間で十分なお話もできませんでしたが、私ども日本の知財訴訟に関わっている裁判官は、今後も知財訴訟の一層の充実・迅速化を目指して努力をしていきたいと思います。そして、国際的に見ても、高いレベルで、利用者の満足度も高い紛争解決機能を、日本の裁判所の知財専門部が果たしていきたい、中でもここ大阪の裁判所が、それなりの役割を担っていきたいと願っております。そのためにも、本日、海外の裁判所の実情を直接伺う機会を与えられましたことを、非常に貴重なことだと思います。後ほど皆様からもご意見を伺えれば幸いであります。大体時間もきたようですので、この程度で、私の拙い話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



発行日：平成16年1月26日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03-3505-0525 FAX 03-3505-0833